

(第一類 第一號)

第八十回 国会衆議院 内閣委員会

議  
錄  
第  
五  
號

九〇

同和対策事業の完全実施に関する陳情書（東京都港区六本木三の五の九部落解放同盟中央本部委員長松井久吉）（第三号）は本委員会に参考送付された。

○本日の会議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二三号）

○正示委員長　これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。藤田總理府総務長官。

恩給法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

次に、この法律案による措置の第一点は、恩給年額の改善を基礎として、昭和五十二年六月から、恩給年額を約六・七%ないし七%増額しようとするものであります。また、公務関係扶助料の最低保障額、傷病恩給の基本額等については、昭和五十二年六月から七%増額するほか、同年十月から、公務扶助料については年額を七十二万円に引き上げ、あわせて傷病恩給等についても特別の増額を行うこととしたしております。

その第二点は、普通恩給等の最低保障の改善であります。

これは、昭和五十二年六月から、長期在職の老齢者の普通恩給の最低保障額を五十五万円から五十八万円に引き上げる等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を引き上げるほか、同年十月から、六十歳以上の者または寡婦加算の対象となる子を有する妻に支給する普通扶助料の最低保障額について特段の措置を講じようとするものであります。

その第三点は、短期在職者の仮定期俸給の改善であります。

六十歳以上六十五歳未満の短期在職の旧軍人に関する准士官以下の仮定期俸給年額及び一般文官の恩給の仮定期俸給年額で二十一号俸未満のものを、それぞれ一号俸引き上げようとするものであります。

その四点は、扶養加給額の引き上げであります。これは、傷病恩給及び公務関係扶助料の扶養加給額を、現職公務員の扶養手当相当額に引き上げようとするものであります。

その第五点は、旧軍人等の加算恩給の減算率の

緩和であります。

これは、加算による普通恩給または普通扶助料の年額を計算する場合の減算率を、五十五歳以上六十歳未満の者にあっては百五十分の三・五から百五十分の三に、六十歳以上六十五歳未満の者にあっては百五十分の二から百五十分の一・五にそれぞれ緩和しようとするものであります。

その第六点は、一般文官の退職年次による仮定俸給の改善であります。

これは、長期在職の一般文官の仮定俸給を、通し号俸六十九号俸以下のものについて、昭和二年六月三十日以前の退職者にあっては二号俸、そのうち、退職後三十年を経過した者にあっては三号俸、同年七月一日から昭和三十二年三月三十一日までの退職者にあっては一号俸、それぞれ引き上げようとするものであります。

その第七点は、普通恩給と併給される傷病年金等の減額率の緩和であります。

これは、普通恩給と併給される傷病年金及び第二款症以下の特例傷病恩給の減額率一〇%を五%に緩和することと、普通恩給と併給される第七項症の増加恩給及び第一款症の特例傷病恩給の年額について、所要の調整を図らうとするものであります。

その第八点は、傷病者遺族特別年金の支給範囲の拡大であります。

傷病者遺族特別年金の支給範囲を拡大し、第二款症以下の軽症の特例傷病恩給受給者についても、その遺族に年額九万円の傷病者遺族特別年金を支給しようとするものであります。

以上のほか、旧軍人等の不具障疾の子に対する公務関係扶助料の支給条件の緩和、障害年金を併給されている者の普通恩給の改善、日本赤十字社の恩給公務員相当の教護員の抑留期間の通算等所要の改善を行うことといたしております。

なお、以上の措置のうち、公務員給与の改善に伴う恩給年額及び扶養加給額の増額並びに普通恩給の最低保障額の引き上げは昭和五十二年六月から、その他の改善は同年十月から実施することと

いたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○正示委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○正示委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を講題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。米沢隆君。

○米沢委員 本委員会に提案されておりました運輸省設置法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、当面する運輸行政に関する行政改革問題、特に運輸省自体の姿勢と過去の経緯につきまして、運輸大臣並びに行政管理庁当局の基本的な所信を承りたいと思います。

本日は行政改革全般にわたって質疑を申し上げたいと存じましたが、この問題につきましては改めて長官をお呼びいたく別の機会をおつくりいたくということをお聞きいたしましたので、詳細かつ具体的な問題につきましてはその機会に譲るといったますが、ただ、今日ほど行政改革の問題が国民的な関心を集め、衆参両院の質問戦を中心としたにもかかわりませず、いま進みつつある八月までの具体的な準備作業というものがござりますが、ただ、今日ほど行政改革の問題を通じて福田総理が行政改革に取り組む積極的な姿勢を示されたにもかかわらず、いま進みつつある八月までの具体的な準備作業といふのは、それとはうはら後に後退に後退を重ねています。そういう意味で、本日は運輸省に關連する感を深くいたしますし、同時に行政改革の問題は、行管庁の姿勢以上に各省庁自体が本気でその

先ほど申しましたように、今国会の質問戦を通じて福田総理は、行政改革の必要性については、私たちの佐々木質問に対しても、非常に重要な問題であり、資源有限時代に対応する國の構え、国対応、それは行政改革の整理という問題に集約されるとと思うまで大みえを切られましたし、八月までには行政改革の具体案をつくる作業に着手し、五十三年度予算に織り込む予定であるとの意気込みを表明されました。また一日の開議においては、行政改革はきわめて重要な問題であります。米沢隆君。

○米沢委員 本委員会に提案されておりました運輸省設置法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、当面する運輸行政に関する行政改革問題、特に運輸省自体の姿勢と過去の経緯につきまして、運輸大臣並びに行政管理庁当局の基本的な所信を承りたいと思います。

本日は行政改革全般にわたって質疑を申し上げたいと存じましたが、この問題につきましては改めて長官をお呼びいたく別の機会をおつくりいたくということをお聞きいたしましたので、詳しく述べたところです。ただ、今日は運輸省の問題が国民的な関心を集め、衆参両院の質問戦を中心としたにもかかわりませず、いま進みつつある八月までの具体的な準備作業といふのは、それとはうはら後に後退に後退を重ねています。そういう意味で、本日は運輸省に關連する感を深くいたしますし、同時に行政改革の問題は、行管庁の姿勢以上に各省庁自体が本気でその

問題であります。

○闘説明員 従来各方面から御指摘をいただいております。行政監理委員会の意見でございますとか、そういうものも十分尊重いたしながら検討を進めることでござりますが、そういう意見において指摘されたものに限定をするというふうに、限つて考えておるわけではございません。

○闘説明員 そうおっしゃいますけれども、中身そのものは從来から指摘されておった問題と全然新味がないという感じがするのです。したがつて、

積極的に行政改革を進めていこうとする、本氣にそういう姿勢がございましたならば、もしその内閣が同じであるとしましても、その中にはし残して指摘されたものに限定をするというふうに、

限つて考えておるわけではございません。

○闘説明員 そうおっしゃいますけれども、中身

そのものは從来から指摘されておった問題と全然新味がないという感じがするのです。したがつて、

積極的に行政改革を進めていこうとする、本氣に

そういう姿勢がございましたならば、もしその内

閣が同じであるとしましても、その中にはし残して指摘されたものに限定をするというふうに、

限つて考えておるわけではございません。

○闘説明員 そうおっしゃいますけれども、中身

そのものは從来から指摘されておった問題と全然

新味がないという感じがするのです。したがつて、

積極的に行政改革を進めていこうとする、本氣に

そういう姿勢がございましたならば、もしその内

閣が同じであるとしましても、その中にはし残して指摘されたものに限定をするというふうに、

限つて考えておるわけではございません。

○闘説明員 そうおっしゃいますけれども、中身

そのものは從来から指摘されておった問題と全然

新味がないという感じがするのです。したがつて、

積極的に行政改革を進めていこうとする、本氣に

そういう姿勢がございましたならば、もしその内

閣が同じであるとしましても、その中にはし残して指摘されたものに限定をするというふうに、

限つて考えておるわけではございません。

○闘説明員 そうおっしゃいますけれども、中身

そのものは從来から指摘されておった問題と全然

新味がないという感じがするのです。したがつて、

限つて考えておるわけではございません。

○闘説明員 ただいまのところ、具体的に何日まで何をやるというような非常に細かい日程を組んでおるわけではございませんけれども、総理の御指示でござります八月には成案を得られるようになります。

○闘説明員 そういう意味で全然新味のない、言葉は大変積極的な言葉がたくさんありますけれども



そこで、きょうは運輸大臣御出席でありますから、各省庁を代表して省庁自体の内部の努力、そういうものについて運輸大臣いかがなものでしょ  
うか。

◎日本本邦税法行政改革といたるのむしろ不適と  
理屈はありますけれども、結局、これは運輸省と  
いう意味ではありませんが、一番抵抗するのは官  
僚だと私は思うのです。でありますから、行政改  
革といふのは、もちろん理論的な積み重ねといふ  
ものは必要であります。必要なものまでぶつた切

整理をする。これはよろしくない、けれどもあってなきがごとしと言ふとちょっと言い過ぎかもしませんが、整理してよいもの、あるいは世論の相当厳しい批判を受けておるもの、そういうものについてはやはり各省庁の大臣が勇気を持つ

て決断するということ以外に行政改革はできぬしと私は思うのです。でありますから、大臣が悪者になる場合 悪者ということは国民に対してではない、自分の省庁の官僚に対して憎まれてもよい、悪者になるぐらいの決意を持つて、勇気を持つて正しい判断を下したときにこれを実行する、それでなければ簡単に行政改革というのはできるものじよない、このように考えておりますので、自身の心構えとしては、豪勇はふるいませんけれども、正しい勇気だけはふるっていただきたい、このよう考へます。

○米沢委員 そしてもう一つやはり問題になりますのは、そしてぜひ皆さんに聞いていただきたいことは、やつてきたと先ほど行管当局も言われましたが、それなりにやつてきたと言われる行政当局と、何もやつていないではないかという世論との間に大変なギャップがあるという問題です。御案内のおおり、従来から行政改革については歴代内閣のほとんどが取り上げてきましたし、それなりの公約をやつってきたけれども、国民の側から見て行政改革は全然実を上げてないではないか、こういう議論が一般的な認識ではないか、私はそう思うのです。一方ではやつたと言う、一方ではやつてないではないか、こういう議論がある。

新聞論調なんかもみんなそういう程度ですね。いろいろ答申が出てきたにもかかわらず、全然ないといふという議論がほとんどを占めておるのですが。そういう意味で、たとえば、二月九日に民衆の塚本書記長が予算委員会においてこの行政当局と革の入り口論にちょっと入りましてけれども、そのとき西村長官自身、やはりやつたと連発をさしておられる。私は、このような世論と行政当局との認識のギャップ、すれ、これをどう受けとめていただいておるのか、これがやる気を出すために大事なことだと思うのですが、大臣はどうでしょうか。

○田村国務大臣 私自身の経験から申せば、私が大臣や政務次官でない立場に立つたときには、あれも整理すればいいじゃないか、これも整理すれ

はしいじめないしかどうう気持ちが非常に強うございました。言うなれば私自身の気持ちが世論的で、あつたかもしません。しかし、実際に役所に入つてみると、一〇〇%むだな機構というものはなかなかないのです。やはり調べてみるとそれなりに理屈がある。ですから、それに對する決断の問題であろうと思います。率直に言つて、行政改革についてやつたのかやらないのかというの、これは主觀の問題であります。ありますから、やはり世論は最大限のものを求めるし、また行政の方は可能な限りといふ、まあ世論から見れば消極的とも見えるような態度に至らります。でありますけれども、現実に行政改革といふものはすばらしい姿でやられたとは言ひませんが、各省府見えておりますと、確かに徐々にではあってもやられてはおるといふには判断してよいのではないか、そういうふじで実はながめております。

○米沢委員 おっしゃるように、組織それぞれはできた当時の使命がありましょから、理屈がない方がいいという組織はそうないはずです。しながら、主觀的だとおっしゃいますけれども、やはり民間人の立場から見たら、お役所仕事とか

何でこんなむずかしいことをしなければいかぬのだろうか。そういうものがあるのですね。そういうものは中におられますとそんなに関係がないかも知れませんが、もしらぬけれども、民間で暮らしている連中にとつては余りにもむだであり、余りにもお役所仕事的であり、そういうものに対する反感といふものをもう少し反省してもらわぬと、やつたかやらぬかは主觀の問題なんて言われたのでは私は本当に進まないのではないかという気がするのです。

それで、皆さんにも言い分がありましようし、世論はわかつたらぬといふうな、あるいはまた無責任であるというふうにおっしゃるかもしれないせん。しかしながら、やつたやつたとおっしゃるけれども、そういうものは民間の仕事をやっていく場合には、食うていくためにはあたりまえのことかもしらぬのですね。だから、あたりまえなことをやつておつてやつたと言う感覺そのものがわからぬというのがわれわれの感覺ではないか。そう思うのです。だから、大々的にやるということは、いまでやつたというのは民間人の感覺からしたらあたりまえのことをやつておるだけのことだ、それは食うためにはそんなことをするのはあたりまえだ、それ以上のことをしてもらわぬとわれわれはどうも納得できないというところに大きな問題があると思うのです。どうお考えでよろしくか、行管庁の皆さん。

○米沢委員 そこで運輸大臣、総理は五十二年度の予算編成につきまして経費削減のために相当の努力をされたとたびたび言われております。そこで、運輸省当局としては五十二年度予算編成の過程で経費削減についてどのような内部努力をされたのか。一つは定員の縮減、定員配置の合理化の問題、二つは特殊法人等の整理合理化の問題、三つ目には補助金等の整理の問題、四つ目には許認可事務の合理化の問題、五つ目には国と地方の行政事務の再配分と機関委任事務の整理の問題、この五点について数字を挙げて説明をいただきたいと思ひます。

まず、経費節減の問題でござります。これにつきましては、何といいましても補助金の整理の問題が一番だと思います。これにつきましては、毎年運輸行政につきましても御承知のとおり新規の行政需要といふものが旺盛であります。こうした中で既存の補助金の整理合理化に努めてきてはいるつもりでございます。たとえば昭和五十年度以降三ヵ年をとつてみますと、ほぼ横ばいであつて一応おさめてあるということでござります。

なお、もう少し具体的に申し上げますと、五十年度以降整理、廃止いたしました補助金の主なものを申し上げますと、五十年度は沖縄国際海洋博覧会の輸送対策費……(米沢委員)「五十二年度の予算についてで結構です」と呼ぶ)五十二年度といたしましては、大都市バス施設整備費補助金、それから船舶整備公団の事務費の補助金、この二つを廃止いたします。

それから、廃止まではいきませんけれども、補助金の減額を行うと予定しておりますのは、五十二年度は地方鉄道軌道整備費の補助金、それから物流施設の整備費の補助金でございます。

それから、そのほかの予算上の経費の節減につきましては、いま申し上げました補助金のほかに定員の削減、これは閣議決定に基づいた方針の具体化でございますが、定員の削減を二百八十五名いたす予定でございます。

そのほか一般の行政経費等につきましても、既定経費を原点に立ち戻つて洗い直し、経費の重点化、効率化ということに十分留意いたしまして予算の内容を編成したつもりでございます。さらにその結果につきましても節約を行つて、そういうことで、いろんな方法を組合いたしまして極力経費の抑制に努めているつもりでございます。

それから、行政改革の問題でありますと、まず特殊法人につきましては、いま先生いろいろ御指摘がありましたけれども、運輸省の専属の特殊法人も幾つかあります。これらの法人につきましては、先ほど大臣もお答え申し上げましたように、いろいろ存在の理由があつたものでございますが、このような事情がありますので、これを直ちに整理するということにつきましては、いろいろ問題が多くあります。

しかし、このうち具体的に申し上げますと、五十年十二月に閣議了解がありましたので、これに基づきまして京浜外貿埠頭公団、それから阪神外貿埠頭公団、これにつきましては、建設事業の終了の時点における管理機構のあり方について検討するという御指摘でありますので、それにつきまして具体的に問題点を明確化し、いま掘り下げつております。

また、同じ閣議了解で、日本鉄道建設公団につきましても御指摘がありました。これは、鉄建公団と国鉄との新幹線鉄道事業に関する建設の分担につきましてわかりにくい点がいろいろあるとともに、な指摘もありますので、いろんな技術能力の問題、あるいは在来線との関連の問題、あるいは資金調達能力の問題等から、この鉄建公団と国鉄との分担につきまして明確な基準といふものを求めるように、いま具体的に詰めつております。

それから行政機構の問題でございますが、これにつきましては、現在この委員会で御審議願つております設置法の一部改正にあります前に一つだけ、定員需要をいたしまして、気象庁の付属機関として新しい行政需要をいたしまして、気象庁の付属機関として気象衛星センターをぜひ設置させていただきたいということです。されども、この機関を廃止をいたしまして、それで気象衛星センターにその業務を吸収させるということで、いわばスクラップ・アンド・ビルトということでお願いをしたいというようなことを考えております。

それから、大臣権限の地方への委任の問題であります。これにつきましては、先生すでに御承知かと思ひますけれども、たとえば例を道路運送法という自動車行政の基本法について申し上げますと、運輸大臣権限のものはほとんどありませんが、ほとんど地方の陸運局長あるいは都道府県知事になります。これにつきましては、先生すでに御承知かと思ひますけれども、たとえば例を道路運送法という自動車行政の基本法について申し上げますと、運輸大臣権限のものはほとんどありません。そこにはほとんどないと言つても過言ではないと思ひます。

そのような方向で今後ともできるだけ、やはり公共交通といふものは、全国的視野では政策として見る。具体的な地方交通のあり方につきましては、やはり地域地域の実情に対応したもののが細かいこと、今後ともそういう方向で検討していく、あるいは地方の出先機関でもつて調整していく、あるいは具体的に問題点を明確化し、いま掘り下げつております。

いざにいたしまして、昨年ロッキード事件を契機といたしまして、運輸省に運輸行政総点検本部といふものを設けまして、許認可行政の総点検あるいは納紀爾正問題、あるいは許認可の運用の公正の確保の問題等点検してまいりました。それがいつまでたつても、何でこんな検討というのがいつまでたつても終了しないのか。この二つの公団がいつごろ終わるのか、それから鉄建公団の検討もいつごろ終わるのか、ぜひはつきりしていただきたいと思います。

○米沢委員 それは後の議論に残します。  
それから、先ほど御説明いたしました京浜、阪神外貿埠頭公団ですね。もうその目的はほとんど終わっておるはずだと私は思うんですけども、何でこんな検討というのがいつまでたつても終了しないのか。この二つの公団がいつごろ終わるのか、それから鉄建公団の検討もいつごろ終わるのか、ぜひはつきりしていただきたいと思います。

○田村國務大臣 実は、私が就任いたしましたのが十二月の末でございましたから、いきなりぶつつけ本番で予算編成に当りました。編成というよりも、大蔵省との折衝に当たった。前に私は労働大臣をいたしましたが、労働大臣のときには実は予算編成の経験を持ちませんでした。

そういふことで、いまおっしゃいましたことにつきまして、行政の実務の問題でありますから私はよく存じませんが、いままでの、私二回公務次官をやり二回大臣をやつておるわけですが、経験から言つて、本省でそういうことはないんじゃなかろうかという感じはいたしました。ただ、出先あるいは地方公共団体等において、あるいはそういうことがあるのかもしません。このことにつきましてもなんでございましたら、官房長あたりから御説明を申し上げてもよいかと思います。

○山上政府委員 大臣がお答え申し上げたとおりであります。たとえば具体的に運輸省について申し上げますと、概算要求のときにはいろいろ予定であります。そこで予定、われわれのもくろみ、大臣がまだおられるときに聞いておきたいんですが、予算編成される場合、結局各省庁の要請額を決めて、大蔵原案をつくるためにいろいろと折衝されます。よく経験するんですが、たとえば不用額なんかが出ると、結果的には次の実績にならぬからと、早く使つてしまえとか、あるいは何とか理由をつけてうまくやるうではありませんか。いかということで、皆さんが努力されたものを、その結果出きた不用額なんかも次の実績にとつては非常に不利なものになつていくからうまくやれ、こういうのが一般的だと私は聞いています。そういう経験もあるんです。そういう意味で、皆さんが各省庁で要求される、だから、どうせ削らか出でこないと思うんですね。そのあたり、実態はどうなんでしょうか。ぼくは、そんなのがたくさんあるような気がするんですが、大臣。

○田村國務大臣 実は、私が就任いたしましたのが十二月の末でございましたから、いきなりぶつつけ本番で予算編成に当りました。編成といふよりも、大蔵省との折衝に当たった。前に私は労働大臣をいたしましたが、労働大臣のときには実は予算編成の経験を持ちませんでした。

同時に、いままでは特殊法人についての整理合理化というものが大きな焦点でありましたけれども、これからは本格的にやるために、やはり認可法人も含めて検討を進めていかなければいかぬと思うんです。それから鉄建公団の検討もいつごろ終わるのか、ぜひはつきりしていただきたいと思います。

○田村國務大臣 数字に關しまして、私の申し上げことがあります。それはお許しを願いたいと思います。後で訂正をさせたいと思いますが、外貿埠頭公団におきましては仕事が終わるのを待つてということで

あります。あと金額的に言えれば事業費で一千億程度の仕事が残っておるんじやなかろうかといふ感じでござります。

それからもう一つは補助金の整理合理化の問題であります。

この補助金にもそれぞれついたときの理由があるり、またそれをもらう方のいろんな対応の仕方として、必要欠くべからざるものとして受け取っていらっしゃる方もおる。そういう意味では整理会社

実上の仕事が何もできません。毎日国会でありますから、この八月ごろまでに何らかの結論を出さなきやならぬのでありますしが、相当厳しい態度で臨まにやいかぬなどいう感じで、いまだ局長や次官には相談をかけておりませんが、私自身の頭の中である種の構想を描いております。おるという段階でござります。

それから鉄建公団に聞きました。鉄建公団も  
いうのはトンネル技術なんかが非常にすぐれてお  
りまして、国鉄と鉄建公団との仕事の分担とい  
ふことが焦点になるわけであります。が、鉄建審  
査委員会はあれども、それでも十年ぐら  
い先までの公団の役割りといふもの  
を描いておるわけであります。でありますから、  
これから国鉄と鉄建公団との分担といふもののが何  
じめを合理的に技術的にはつきりさせていくこと  
が必要ではなかろうか、そのために両方の話し合  
いもさせなきやなりませんが、運輸省のイニシエ  
チブというものを確立していきたい、このよう  
考へておる次第であります。

**○米沢委員** 認可法人の検討は今後考えておられるのかどうか、お聞かせいただきたい。

**○山上政府委員** 五十年十一月の閣議了解に基く検討といたしましては、先ほど来御指摘がありお答え申し上げておる二つの外貿埠頭公團の問題

と、鉄道建設公団と国鉄との新幹線建設の分担の問題、この二つでございます。いま先生がおっしゃいました認可法人、これも運輸省に幾つかござります。これにつきましても、総点検本部におきまして必要に応じ検討いたしたいと考えております。

それからもう一つは補助金の整理合理化の問題であります。この補助金にもそれぞれいたときの理由があります。またそれをもらう方のいろんな対応の仕方として受け取ってして、必要欠くべからざるものとして受け取つてから補助金が行つて、そのかわり地方自治体は振り回されるというのではなくむずかしいと思うのです。これはただ単に運輸省自体の責任といふよりも、たとえば同じ事業の名目で複数の省管轄であります。これはただ単に運輸省自体の責任といふよりも、たとえば同じ事業の名目で複数の省管轄であります。そこから補助金が行つて、そのかわり地方自治体は振り回されるというのではなくむずかしいと思うのです。それなりにむずかしいと思うのです。そこから指摘をされてきた事実でございます。そういう意味ではそのあたりから金をもらひ、自然海岸については建設省から金をもらう。省庁そのものにはそれなりの理金をもらひ、漁港は水産庁から金をもらひ、干拓海岸は農林省から金をもらひ、どこからもらつてもいいのであります。そのかわりに地方自治体自体も大変多くの金を使って、また時間的にも振り回される。そういうものにていて、おのれの省庁の問題ではないというよりも、全国全体の態率、行政の態率ということを考えても、もう少し積極的に、運輸省自体もはつきりとそのあたりを解消するために議論をしていただきたい、という気がするのです。いままで指摘をされまして、たのはこの海岸保全の整備事業費がありますけれども、その他の一般交通事故相談所と自動車事故対策費の補助金の一本化の問題、これは総理府と運輸省の関係ですね。それから観光行政で文部、厚生、運輸という、閣僚協議会等でうまくやつておるとおっしゃるかもしらぬけれども、実際は振り回されておるのは末端の方です。

そういう意味で、このように兼ね合いのある事業あるいはそういうものに対する各省庁から出していく補助金の整理、そういうものについて、大臣どういうようにお考えになつて、今後どういうふうな政策を打つていただけるのか、お聞かせ願いたい。

田本国務大臣 様助金につきましては、各省府で意欲的に整理できるものと、それから政府全体にわたるものとがあると思うのです。でありますから、いまダブつておる問題でございますが、各省庁で意欲的に話し合いでできるものはやはり話し合いをした方がよいと思うのであります。先ほど御指摘のありました港湾、漁港、海岸等につきましてせっかく例を挙げての御質問でありますから、その問題で私の見解を申し上げますならば、港湾というのと漁港というのとは、見た目によく似たものであります。その果たす役割が全然違いますし、そしてこれが、一方においては運輸省港湾局、一方においては農林省漁港部といふことになつております。海岸におきましては、さようありますて、いわゆる港湾区域内にある海岸保全事業については港湾局、漁港区域内にある海岸については漁港部、農地区域内にある海岸については同じく農林省の構造改善局、その他にも属さないものが建設省の河川局、このように分かれております。

これを補助金という点で論ずるよりこの一変化、一体化を図るならば、むしろ大きな行政改革をやる方が適当ではないだらうか、これは私の私見でありますけれども、そうすれば海岸局でもつくて海関係を全部まとめるというようにならなければならぬ。しかし現実には港湾と漁港あるいは各種海岸、これが全部性格が違つておりますただ海岸なんかは、三省四局にまたがつておつたが、今日までの海岸が、全部五カ年計画で統一されることは非常に大きな前進であつたと思ひますけれども、そういうむずかしさがある。

でありますから、一省庁がやかましく言つて解決できる問題と政府全体で考えなければならぬ問題、いろいろあると思ひます。いずれにいたしましても補助金制度といふものは洗い直す時期が来ておるということは言えるかと思ひます。

○米沢委員 いろいろと御答弁いたしましたけれども、まだ論議を重ねていかなければどうも無理でできないものばかりでござります。

しまおし、いたよな問題でござりますが、たとえば崎市あたりで、運輸省所管の防波堤はできなければ建設省のものができぬので、その土地の高齢者たる被害を逆に大きくるかもしらぬ。そういうものに對して、本来ならば受ける地域の人にとっては、皆さんのがやつてくれるといふものと、実際建設省も運輸省もうまいことやつてくれぬ限りどうしようもないというものがあるのでですね。そういうものを私はお尋ねしたわけで、それを後で深めでいきたいと思います。

それからもう一つ、運輸行政給点検本部等を設けられいろいろと御努力いただいておるのは大変結構なことだと思いますが、私は、いまごろそんなどとやらぬといかぬということに問題があるということを指摘しておきたいと思います。それから、運輸行政の改革計画、これは古い四十三年のものであります、ここに皆さんとの目的として「許認可制度に競争原理を導入して、競争を通じて公衆の利便の増進と運輸事業の効率的運営を図ることとする」まあこれは十年前の話でありますけれども、全然末端ではこうなつておりますけれども、せんね、皆さん。それは後でまた詳しく機会をとらえてやりたいと思いますけれども、結局既存の業者に振り回されて、既存の業者の利益を守るばかりで新規参入を全然許さない、そういうものがたくさんありますね、皆さん。そういう意味で、こういうきれいごと、いうものが末端ではまだまだ行き届いてないということをぜひ自覚いただきたい、今後の御努力をお願い申し上げたいと思います。



ましたので、お許しを願いたいと思います。

いま御質問になりました交通体系の問題であります。その前に航空運賃の問題で笑いがとまらないといふ記事のようではありますけれども、航空運賃といふのはもちろんまだ値上げ申請もございません。ございませんが、航空運賃というのは、これはどの運賃でも同じでありますけれども、その営業形態、内容、決算の模様等を見なければこれが簡単に決められるものではありません。私はいつも言つておるのであります。国鉄の運賃とそれを基礎にした算定で航空運賃の値上げといふことはいたしません。いわんや航空会社の便乗値上げとも言つておきたいと思いますが、私はその意味では耳をかきなつもりであります。それだけあらかじめ申し上げておきたいと思いま

す。

いまの総合交通体系とも言つべき——そういう意味ですね、言うべきものをずっと先まで見通したいものをつくつたらどうか、こういう御質問だと承りましたが、おつしやるとおりだと思います。そこで、昭和四十六年に運政審の答申がございます。そこで、昭和四十六年に運政審の答申がございました。御承知のところであります。それを受けて闇議了解がありました。いわゆる総合交通体系とも言うべきものであります。これは、基本的な問題の解明という点においては、いまだ私は正しいと思っております。けれども、社会環境、経済環境等非常に激変をいたしております。ありますから、あの総合交通体系というものをそのままいまの御時世に、あるいはこれから先将来に当てはめていくことは不可能でございましょうから、この点は修正すべきは修正をしなければならぬ、このように考えております。

いすれにいたしましても、総合交通体系を整備して、そして省エネルギー面からいっても、あるいはお互いの果たす役割りからいっても、置かれておる立場からいっても、あるいは相互の関連性といいますか整合性といいますか、そういう点からいいましても、これを整えていく必要があろう。政治、行政は先見性、予見性というものが最も大

切なのでありますから、そういう意味では仰せのとおりだと思います。

○中川(秀)委員 航空運賃についてはいい御見解を伺つたと思つております。そういう方向で御処理を願いたいと思います。

次に、先ほど来、午前の質疑でも出ていた問題

を伺つたと思つております。そういう方向で御処理を願いたいと思います。

○中川(秀)委員 航空運賃についてはいい御見解を伺つたと思つております。そういう方向で御処理を願いたいと思います。

切なのでありますから、そういう意味では仰せのとおりだと思います。

ただ問題は、許認可事項の整理という点はいまなお残されております。これは必ずいぶんあるんですね。ちょっと数字を申し上げますと、二千六百四十九件ありましたのを、昭和四十三年当時にすいぶん整理統合いたしました。ところが、それからまた安全公害防止関係なんかの法令の整備ができるようになりましたから、現在では、さつきおつしゃつたとおり、三千件を上回る数に達してまいりました。

そういうことであります。特に運輸省に厳しく示でこの総点検本部が始まったということとございましたが、結果的には何も出なかつた。確かに、検本部、石田前大臣のときから、運輸行政全般にわたって、特に許認可事務の権限の統廃合、縮小でございますが、運輸省における運輸行政の総点検本部が始まつたといふこととございましたが、運輸行政の伝達先について抜本的に出せという御指

過ぎるかもしだねが、そういうお話を伺つたが、そうじゃない、厳しく過ぎていいんです。運輸省は、残念ながらロッキードの舞台になつたんです。そ

うして、他の省庁に比べて許認可扱う件数が非常に多いんです。ですから、厳しく過ぎるほど厳しく過ぎてもいいんだと私は思つます。でありますので、この許認可事項につきまして、私は、とにかくこの整理を一遍してこい、こう言つて指示をいたしました。且下官房長の手元で全部整理をいたしました。現状は、非常に多い、それからまたその運用がどう問題というのは、これは大変運輸省には厳しい言

い方になるかもしませんが、特に出先でいろいろな話を聞くつけ、運輸省の許認可事務といふのは非常に多いし、それからまたその運用がどう

も現在ある既存の人々の方に回つてしまつてい

くことになります。そこで、三千件を超えるといふこと、しかもそれが、ほとんどのものが法律の裏づけが

あるということで大変なんありますけれども、私も自身も直接目を通してこの整理をしていきました。このように考へておる次第でござります。

ただ、なかなかやらぬじゃないかというお気持

ちもあるうかと思つますが、午前中も申し上げた

ように、私は、恐らく一月の末から四月中ごろ過ぎまでは、毎日朝から晩まで実は委員会でござ

います。きょうも九人の質問者でござります。で

ありますので、率直に言つてなかなか実務ができません。でありますので、国会が、特に予算案審議が一段落つきましたら、この問題に私は專念し

て取り組んでみたい、このように考へておる次第でござります。

○中川秀委員 いわゆる臨時行政調査会の答申によりましても、行政事務、許認可といふものはできるだけ国民に身近なところでやりなさい、こう出しているのであります。これはもう永遠の理想

であります。御検討に当たっては、そうした見地

に立って、いまある数を減すだけでなく、いまある権限の位置についても十分実態に即して再配分をする、ときにはもう地方自治体に委任をするなど、たとえばその地区的のトラック協会とかいろいろな民間団体にオーケーをとつてこないとおろせないんだという言い方になつて、新規参入を運局がやっているわけではないのでありますけれども、たとえばその地区のトラック協会とかいろども、たとえばその地区のトラック協会とかいろ

うことと、それからともすれば、これは出先の陸運局がやっているわけではないのでありますけれども、たとえばその地区のトラック協会とかいろども、たとえばその地区のトラック協会とかいろ

ことと、それからともすれば、これは出先の陸運局がやっているわけではないのでありますけれども、たとえばその地区のトラック協会とかいろ



しそれがコンコース等に置いてあれば、一休國鉄はどういう管理責任を負うのかという御質問だらうと思ひますので、その線に沿つて御説明申し上げますと、通常の場合、あるいはコカコーラが置いてあつた、あるいはチヨコレートが置いてあつた、しかも持ち主不明であるという場合でございますと、これは遺失物法の規定によりまして遺失物扱いをいたします。しかしながら、これが明らかに毒物混入のものであるということでござりますと警察署に連絡をいたしますと同時に、国鉄内部の

このであります。この投資条項の拡大あるいは資産活用委員会、これはどういう方向でやろうとしているのか、具体的に何をしようとしているのか。また、そういうものが本格的な事業として採択をされば、国鉄はどういう機構で、どういう姿でそれをやりにしようとするのか、ひとつ、今後の問題ですが、大事な問題ですからお伺いをしておきたいと思います。

○石井(一)政府委員 私の代行をお許しいただきたいと存ります。

非常にまずかしい問題で、将来十箇年等々でござ

これは観光だとか開拓だとかレジャーセンターだとか、そのことによつて国鉄の利用者がもつと多くなるというふうなことでございますが、ここまで拡大するのには多少の時間も要するだろうと思ひます。それからまた民営圧迫だとか何だとかいうふうな問題もござりますから、十分関係各位の意見をそんたくして進めていきたい、基本的にはこのように考えておる次第でございます。

○中川(秀)委員 そうすると、まだまだもっといろいろなお知恵が出てきていいと思うのですが、いずれにしてもそりゃった事業をどうか、資産

あるいは国なり自治体も加わっていくというふうな、そういうふうな形式もあらうかと思いますし、それから全面的に民間の業務に委託する、そういうふうな形式もあるうかと思ひますし、それから余り御迷惑をかけない、しかも国鉄の経理情勢を非常に改善するのに役に立ち、国鉄の職員の力ででき得るという事業は単独でやるということもあり得るだらうと思いますし、その点はケース・バイ・ケースで国民の御協力を得ながら、愛される國鉄、そういう形で推進していくのが本筋ではなからうか、そういうふうに考えております。

○中川(秀)委員 よろしくお願ひをいたします。  
次に、同じようなく鉄の問題でございますが、  
京駅あるいは出入りの多い上野駅あるいは新宿駅  
あるいは広島駅というようなところには、お客様  
に注意を喚起するような放送をいたしますとか、  
あるいは掲示をいたしますとかいう努力を  
今後払っていきたいとふうに考えておりま  
す。  
今後の対策としては極力巡回を、通常の駅ですと  
駅長は大体午前一回、午後一回といふように必ず  
巡回をいたしておりますけれども、特に大きな東京駅  
京駅あるいは出入りの多い上野駅あるいは新宿駅  
については社員の勤務をしてこの外観をいたしまして、  
ついては社会的な責任を持つておりますし、また  
職務上の責任も持つておるわけでございまして、

いますから、確実に具体的に納得のいくような案が現在固まつておるわけではございません。ただ、運輸当局におきましては、国鉄関係者と鋭意この問題に関しましては議論を現在重ねておるという現状でございまして、要は投資条項を拡大して六条を改正する、これは運輸委員会において御審議をいたたくということになるわけでございます。そこで、現在われわれが考えておりますのは太体三つの方向があるわけでござりますが、その第一は国鉄の業務を委託するという事業、業務委託制度といふものでございますが、これは車両の整備であるとかあるいは情報処理、コンピューター制度といふうなものに関して他の業者あるいは権威に委託をする、こういうことをひとつ広げたいというふうなことを考えております。

用をし、余り民間事業に侵食するようなことをやると、国鉄はたとえば保安林の解除等でも林野庁へで特別に特權を与えられているといふようなことで不公平じゃないかという民間の声もあるようす。しかしこれは国鉄——公社のよさというもの、は、国の行政機関そのものとは違うそいつたところがあるので、そいつたメリットを生かしていく事業は当然考えられてしかるべきで、もつといろいろなアイデアが出てきてしかるべきだと思いますが、そういう事業を、ではどういう形で、何か事業本部みたいなものはこれから設けるのですか。その点……。

○中川(秀)委員 わかりました。  
次に、やはり国鉄の機構の問題になりますが、  
これは昨年だったと思うのであります。國鉄の  
地方組織が変更になりましたですね。いま國鉄には、  
は、関東で言うなら首都圏本部というのがある。  
東北、名古屋は、これは統括をなさるのは駐在理  
事室といふのですか。しかしその理事さんは本社  
の常務理事が兼任といふことで、實際にはいらない  
わけですね。當時はいらない、常駐はしておられない  
い。それから関西、大阪ですが、これは専任の理  
事さんがいて、理事室がある、こういふことです  
ね。それから九州、北海道、四国は總局といふ名  
前になつてゐる。地方でもいろいろ名前が違つ  
ては、たしか四十六年の八月までは北海道支社と

も機構改革等の点で関係がある問題にもなるうかと思しますのでお尋ねをするのであります。今度の国鉄法改正案にはいわゆる投資条項の拡大ということが入っております。そして今度国鉄では、いわゆる赤字病から自立するための再建三本柱として、この国鉄法改正案にも関係があるのでしうが、琵琶湖の面積に匹敵する土地を持つている国鉄のその資産をどういうふうに活用していくかという対策室というはあるいはそういう事業本部というか、そういうものを設けるのだ、あるいは高木総裁は民間から大変そういう能力のある人をどんどん入れられているということも聞

それから、第二に考えておりますのは、国鉄の所有する施設あるいは土地の高度利用に関する事業、というふうなことでございまして、これは、これまで一部駅前のターミナルだとビルだとかいりあうなものもこれまでの条項で経営のできるものもございますが、これを拡大いたしまして、複合貨物ターミナルとかビルの管理、少し駅から離れておりましても国鉄の土地で高度に利用できるものであればこういうふうなものを推進していく、たい、こういうふうに考えております。

それから第三番目に、現在鋭意討議をいたしておりますのは、鉄道等の利用の促進に資する事業

りますし、その反面、われわれがようやく銃撃を止めし重ねてきた商権を国権をもって奪かすのか、こういうふうな批判も出てくるわけでござりますから、その間われわれも非常に苦慮しておりますわざいますが、現時点においては法制局ともいろいろと協議をいたしました結果、国鉄が直接業者として民営を圧迫するというふうなことはやらないとい。しかし中川委員の御指摘のように、今後の形態としては、どちらかといいますと、プロジェクトによって全部形が違いますけれども、いわゆる第三セクター方式ということで、地域の御協力を得て、御参加も得て、国鉄もそれに一枚加わっていく

いう名前であつて、それが四つの鉄道管理局を統括する存在としてあつたのが、これをやめようとした。この上に今度は総局を、昨年ですか、また設けた。行つたり来たりしているわけですね。

国鉄の機構というものは、たとえば在来線の關係は各地方ごとに管理局があつて、新幹線総局と、いうのは東京から博多まで一本、同じ鉄道です。こういうようなものもあつたり、とり方によつては、機構の姿としてはどうも混乱しているではな

いう名前であつて、それが四つの鉄道管理局を統括する存在としてあつたのが、これをやめようとした。この上に今度は総局を、昨年ですか、また設けた。行つたり来たりしているわけですね。

国鉄の機構というものは、たとえば在来線の關係は各地方ごとに管理局があつて、新幹線総局と、いうのは東京から博多まで一本、同じ鉄道です。こういうようなものもあつたり、とり方によつては、機構の姿としてはどうも混乱しているではな

いか、行つたり来つたりして。あるいは形態も違つたり、あるいは線路によつては横断的な組織と縦割りの組織というやういに。そして、そういうことにおいて内部の方の御意見の中にも業務にも若干の影響があるといふお話を伺うわけですが、これはどういう経緯でそなつたのか、ひとつ簡単には御説明をしていただきたい。そしてこのままでいいのかということになると、どうもよくない、うな気がするのですが、今後どんなふうな御検討をなさるのか、ひとつお伺いをしたいと申

○田口説明員 御説明申し上げます。

国鉄の組織 いまいちどして徹底検査したたがふ  
したように非常にわかりにくい組織になつておら  
ます。これはいろいろの経緯がございまして、お  
ども四十三万の職員と全国二万キロの営業キロ、  
さらに一日二万八千本の列車を動かしております  
非常に膨大なこの組織を、できるだけ能率的で  
かつ責任体制をはつきりさせる、さらに簡素でま  
り、かつ彈力的に運営できる組織はどういう形  
すればいいのかという観点から、過去いろいろ  
改正もしてまいりましたし、今後もそういう点で  
改正すべき点があらうかと思ひます。

そこで、過去の経験を申し上げますと、まことに、管理部門は極力簡素であるべきでありますし、それにつきましては、古い話は省略いたしまして、先ほど御指摘のように四十五年八月に、支社制度をとつておられますのを、本社直轄管理局制度とう一一致階制で申しますと本社、支社、管理局現場という四段階制を四十五年八月までとつてりましたので、原則といたしまして本社、管理局現場という体制に一応した。そのためにかなり要員削減もいたしました。しかしながら、北海道と九州と四国につきましては、それぞれ鉄道で内地よりもおくれております面もござりますで、これにつきましては総局制度をとりまして北海道総局、それから九州総局、四国総局といふように設置をいたしたわけでございます。

局ござりますし、一方北海道の方は、御指摘のとおり札幌鐵道管理局を取り入れた総局という形のはかに、その下に同列であります青函鐵道管理局、まして、五百萬の人口がどんどん札幌に集中していく。したがいまして、札幌中心の鉄道をまず整備する必要があるんじやないかということとで、北海道総局と九州総局とは違った形の機能をとったわけござります。

ところが、今度札幌鐵道管理局がまた生き返つたじやないかという御指摘でござりますが、どういう病弊が起きてきたかということをちょっと申し上げますと、一つは、札幌鐵道管理局の現場まで総局が持つておりますと同時に、隣の局の青函局、釧路、旭川までを管理するということでござりますので、管理機能と現場管理機能とか分离いたしまして、どうしても総局が札幌内の現場の管理がある程度おろそかになるというようなことがございましたものでござりますので、やはり九州総局的やり方が正しいんではないかということでおこなわれました。それでございまして、北海道総局の機能を九州総局と同じようにいたしたわけでござります。

なお、新幹線については、地域的ではなしに、これは一つの縦割りみたいに、東京から博多まで持っているじゃないかという御指摘でござりますが、この点につきましては、私ども、今後どんどん東北新幹線、上越新幹線ができるまいります過程で、いまの組織をそのまま置いておくという考え方はございませんで、逆にやはり地域で一番活力のある鐵道管理局が新幹線をも管理するといふ体制が望ましいんじやないか。これを私ども輪轉り論と申しておりますが、本社に強力な新幹線を管理する機構を置きました、そして各鐵道管理局がそれぞれのテリトリーの中の新幹線を見るという形にできるだけしていきたい。

しかし、現在これをいたしますと、すでにもう十数年たっておりますので、在来線と新幹線の労働条件も違いますし、環境も違いますので、極力労使の間でこういう点を詰めた上で輸切りを進めたいといった。たまたま昭和五十五年度ころに東北新幹線あるいは上越新幹線が完成、開業ということになるのにつれまして、従来の、在来の新幹線につきましても同時に輸切りの勉強あるいは仕事を詰めるという形で進めていきたいというふうに考えております。

○中川(秀)委員 わかりました。前段のいまの国鉄の地方組織、少なくとも北海道のように直してしまってからのそういう病弊は、いまの御説明程度なら最初から予想されたことでございまして、行きつ戻りつしないように今後は十分御配慮願いたい、こう思います。

時間がありませんので、最後に、せっかく政務次官も御出席ですか、国鉄の赤字病脱却三本柱、再建三本柱の一つにローカル線の問題が強く挙げられております。

昨年の十二月でございますが、運輸政策審議会から「国鉄ローカル線問題について」という中間報告が出ております。これによると、四つのケースを想定して、地元で、民間も含め、自治体も含めて協議会をつくって、その四つの方向について選択をしてもらおう、こういうことのようござります。ローカル線についてはたしか十年前も八十三本ぐらい廃止をしようということであったのが、地元から相当反発を受け、実現は十一本ぐらいたったという経過がある。私の選挙区にいたように、いまや新しい交通体系をつくらなければいけないということときに、そういった従来からの現状というもの凍結して固定的に考えていくのでは、こうした問題の解決はなかなかないと思います。勇気をもってこの問題は取り組んでいかなければならないと思うのです。ただ、この中間答

題になつてくると思う。地元で選択してもらつて、  
いうことですけれども、それじゃ地元といえば、  
いままでと同じく、ローカル線撤廃反対というの  
があたりません。現行どおりやつてくれと  
こう言われたときに——過去の経過は全部そろで  
あります。言われたときに、それじゃそのままに  
できるのかということに今度はなつてくる。これ  
を運輸省が逃げてしまふということにもなりかね  
ないのであります。政務次官、その辺をどうお  
考へになつてあるか。どうお扱いになるか。せつ  
かくの三本柱としてなつてあるので、私もこうい  
うことを言うということは、勇気を持つて言つて  
いるわけであります。ひとつ将来を見通して、  
御見解を承りたいと思います。

○中川(秀)委員 ともかくいままでやるやると言つて、相当の年数がたつてゐるわけですね。なかなかの普通の勇気ではだめなんでありまして、超勇猛心でいかないとダメです。この中間答申にもござりますが、A、B、C、D、と四案ありますけれども、これ以外の案といふのはないと思いりますね。残すとしても特別運賃あるいは地方公共団体、自治体にも助成をしないともう路線として維持できませんよと。こういうことを言つたことは政治にとつても行政にとつても本当に勇気の要ることですが、もうないと決まつたからは、本当に腰を据えてやる、こういうことをお願いをしたいと思うのです。

国鉄にひとつお伺いしたいと思いますのは、この中間答申報告にもありますけれども、いわゆるローカル線の範囲、これは速やかに検討したいと

それからもう一つは、国鉄の姿勢でござりますけれども、再建計画をたびたび出しましても、いろいろの政治的問題等々でこれだけれども込んでおられるわけですか。これ以上ローカル線も何もできない、あるいはそのほかの組織内のいろいろの問題、人員の整理等々、赤字がこのまま解消せぬといふことでしたら、これは本当に国鉄は最後で、何らかの抜本的措置が要るという、こういふうな時代的な一つの危機感とともに申しますが、そういうふうなものが、また十年前から見ますと相当変わってきておると私は思つておりますので、要は、中間答申でござりますから、ことしの秋をめどに最終答申を得ることになつております。最終答申を得ました段階におきまして、運輸省なり監督官庁としては、その答申を十分そんたくしながら時代の変化というふうなものにも適応して、ひとつ強力にロー・カル線に対しては施策を打つていただきたい。反対だと言われても、特別料金というふうなことも言っておりますから、それならひとつこれだけ出していただきますということの中から何らかのものが出でてくるのではないかな、そういう決意でわれわれおりますことを、ひとつ御理解をいたさきたいと思ひます。

いうことになつてゐるのですが、おれのところは対象外にしてくれなんという話が必ず出てくるのでありますし、この範囲と、それからこの四案で、この線はA案でいいだらう、この線はB案でいいだらう、この線はC案でいいだらう、この線はD案でいいだらう、というようなものを国鉄の内部においてもやはり早急に案として検討する必要があるのではないか。もうできているのですか。あるいは、もしできていなければ、それをどういうふうに扱われますか、ひとつその点だけ最後にお伺いをしたいと思います。

この三月の二日に地方交通線対策室を設置いたしました。すでに中間答申が出ておりますが、この秋に最終答申をいただくことになつております。したがいまして、いま御指摘のように、A、B、C、D案それぞれにつきまして、どの案でいいかを今後早急に詰めまして、最終答申案は実行可能ないメニューをいただきたいというふうに、御当局と十分連絡をいたしますとともに、すでに地方と、総裁みずから県知事等と折衝いたしておりますで、どういう形のものならば地方が受けられるであろうかという各地方の実情に応じた姿で、できるだけ国鉄としても耕地整理をそれまでにしておきたいという体制を固めましたので、国鉄といたしましても断固たる気持ちで、総裁以降やつていただきたいというふうに考えております。

ピューといふのですか、そういうものを計画的にやつてゐるのですが、当委員会もそのぐらいいのつもりでやらなければいけないし、また、口幅つたい言い方ですが、努力をしたいと思ひますので、行政当局や國鐵当局におかれても、何時ともかく一番の大変な問題を抱えているわけですから、それは他の役所以上に、以上というよりも數倍する努力を払わなければいけないと思ひますので、きょう御答弁いただいたよな方向に基本的には賛成をするものでありますけれども、ひとつそのテンボあるいは努力について本当の勇猛心をふるつていただきたいことを心からお願ひ申し上げて質問を終わります。

いたしましては、現在の予算案におきましては三万七千五百八名となつております。そういたしますと、差し引き運輸省全体をいたしましては二千四百六十九名の増員になるという姿でございます。これを部局別に見ますと、先生御指摘の気象関係あるいは自動車関係、航空関係、海上保安庁関係等、いわゆる現業的な部門における増員が比較的多く行われておられます。これは申しますでなく、先生も御指摘のように、災害防止のための気象観測体制の整備とか、あるいは自動車の激増に伴う検査登録体制の整備の必要とか、あるいは航空保安体制の充実とか、あるいは海上保安船艇、航空機の増強の必要性というような、新しい運輸省といたしましての行政需要に対応して、必要最小限度の定員は確保されてきたと考えております。政府全体で見ましても、いまの期間中におきます政府全体の定員というのは、御承知のように四千名強の減員であります。その中で、そう多いとは言えないかもしませんが、運輸省関係の増員の数は、先ほど申し上げました二千四百六十九名ということで、いわゆる増員官庁の中の一つに數えられている次第でございます。

厅に海上公害課等、環境公害問題を直接に専門的に取り扱う組織を整備してまいりました。それから交通安全隐患あるいは災害防止の対策に関しましては、やはり航空局に管制保安部とかあるいは航空事故調査委員会等の設置をしてまいりました。そぞれ直結、運輸省自体の組織も整備いたしましたが、さらに、新しく発生いたしました行政需要と関連がござりますが、現業部門として考えますと、気象庁の関係あるいは航空局の関係等、それをつくりまして、それに業務の一部を代行させることによって、こういうことによりまして行政の簡素化を図ってきたという次第でございます。

五十二年度、本年度につきましても、いま御審議をお願いしております設置法の一部改正では、気象庁に付属機関といたしまして気象衛星センターを設置いたしたい。しかし、それに対応いたしまして現在あります気象通信所、これは業務はあるわけでありますけれども、組織はこれを廢止をいたしまして、新設の気象衛星センターに吸収をさせるというようなことで、クラップ・アンド・ビルトという方式でお願いをしている次第でござります。いずれにいたしましても、新しい行政需要に対応して新しい組織づくりをいたしましたが、その際には既存の機構の整理合理化を行ながらやつてきた次第でございます。

○児玉委員　いま官房長の説明を聞いてみると、現業部門はむしろ拡大し、非現業部門はその差し引きにおいては比重が高いと言われておりますが、私は少なくとも、今までいただいている資料なり、研究している範囲では、特に気象部門では観測、予報、通信関係の現業部門はむしろ減っていると見ていいんじゃないかと思つております。しかも総体的に気象庁の定員は、第一次において二百三十七名、第二次で二百六十三名、第三次で百六十三、今回は百七十三の減になつて、傾向がありますが、この数字は間違いありませんか、お答え願います。

○岩田(弘)政府委員 お答え申し上げます。  
私ども気象庁の定員でござりますけれども、沖繩を除きまして、途中から沖繩が入ってまいりましたので、沖繩を除いてお答えいたしますと、昭和四十四年度、定員が六千五百七十七人でございまして、五十一年には定員が六千五百四十三人でございまして、定員の増が、これはちょっと沖繩を含めた数でございますけれども、九百七十九人、減が六百二十九人。それで沖繩の増要員を差し引きますと、十五名の増員になつております。また五十二年度におきましては、削減が四十四人に対しまして、増が九十人ということになつております。

○兎玉委員 再度お伺いしますが、この一次から四次にわたる定員削減の中において、いまの説明はむしろふえている傾向になつておりますが、そのような矛盾は一体どこにあるのか、もう少し私はわかりやすく説明願いたいと思います。

○岩田(弘)政府委員 年次別にお答えいたします。

昭和四十四年に増員が四十三に対しまして、削減が七十九。四十五年に増員が四十名に対しまして、削減が七十九。それから四十六年が増員が百三名に対しまして、減が七十九。それから四十七年に増員、これはここから沖縄が入りますが、三百七十に対しまして、減が八十八。それから四十八年に増員が百四十八に対しまして、減が八十七。それから四十九年度、増が百二十三に対しまして、減が八十七。五十年度が増が六十六に対しまして、減が六十五。それから五十一年が増が七十八に対しまして、減が六十五。五十二年、ただいま予算案に計上されておりますのが、増が九十に対しまして、減が四十四ということになる予定でございます。

○児玉委員 数字の若干の相違点については、後でまたちょっと討論したいと思いますが、そううするならば、沖縄のいわゆる合併に伴うところの問題点と題点、それから国内におけるところの問題点とを含めて追って質問いたしますが、特に私は気象行政と

○田村国務大臣 私、就任以来各局のことをずいぶん勉強したつもりでござりますが、気象厅につきましては、非常に科学的な役所でありまして、私自身の判断でなかなか判じ切れないことが多いのであります。

（まことに）

（まことに）

○有住政府委員 お答え申し上げます。  
行政需要の動向や何かに対応いたしまして、  
しきりに御質問の御趣旨、お尋ねの事項をうかが  
る事務官僚であるとするならばおおよその判断を  
つきましょうけれども、何分にも科学技術との組  
み合わせでござりますので、ひとつ、恐縮でござ  
いますが、気象庁の方に答弁をさせますので、お  
許しをいただきたいと思います。

象庁」といたしましてもいろいろ整備を行ってまいりました。予報精度の向上を図るために、主任予報官を増員いたしました。あるいは、大気汚染気象センターを各管区その他地方中核に設置いたしました。また長期予報の精度向上を図るために長期予報課に改正をいたしました。また、火山活動の監視ということが国民生活に重要であるところから、火山室を本庁に新設いたしました。また、五十二年度、来年度の予算案におきましては、台風等の大規模な現象を把握するための気象衛星センターを、また地震の防災等のために参事官を新設していただくというようなことを行つております。万全の対策をとるよう努力している次第でございます。

○兒玉委員 私は、要員関係についてどうしてふ私の資料との間に数字の差がありますので、もう一遍私は調べて、これは保留したいと思っております。

次に気象衛星について、今回新たな衛星の打

上げ施設等が、気象庁の説明でも出でています。これによりますと、この静止衛星というのは、日本が分担することと、アメリカはすでに二回目という説明でありましたか、その意義と、この決定の経過といふものはどうなつてあるのか、お伺いしたいと思います。

○有住政府委員 お答え申し上げます。

気象関係の国際的機関といたしまして世界気象機構というのがござりますが、これは国連の下部機関となつております。そこで、四十二年の第五回の総会におきまして、人工衛星それから電子計算機等の最新の科学技術の成果を駆使しまして、気象業務を改善するということのためにWWWWという世界気象監視計画というものを見定いたしまして推進しておりますが、その中で、WMOとそれから国際学術連合会議といふものが共同で地球大気開発計画というものを推進しております。この実現のためには、気象衛星を用いまして、全世界的に気象観測網を開拓しようといふうになさっているわけです。このそもそもは、気象衛星がアメリカで成功いたしました後、この宇宙開発技術を世界の平和利用目的に使う、特に世界の国民の福祉のために使う、ということで推進されている部面もあるわけでございます。

これに対しまして、昭和四十五年に、このGARP計画におきまして気象衛星観測網を実現するということが要請されまして、アメリカで二個ヨーロッパで一個、それからアジア地区に対しましては日本以外に打ち上げられる国はない、そこまで日本にせひやつてほしいという要請が強くなされたわけでござります。その後ソ連も一基を上げるということになりました、静止衛星といたしましては五つを赤道上に上げて、そのほかに周回衛星というのを二つ上げまして、全世界をカバーして監視し、そして異常気象その他に備えて全世界の国民の福祉のために役立てようということでございました。

気象庁といたしまして、この要請に対しまして、わが國といたしましても北太平洋の資料の少ない



は、いま申し上げたような災害に関連し、あるいは気象条件等に関連しても、地域住民のため、災害予防というような観点からあるとするならば、この通報所の果たしてきている役割りといふものはきわめて評価できる施設であり、通常の業務においても、気象業務においては非常に重要な位置づけとして確認していくと思うが、いかがですか。

○有住政府委員 お答え申し上げます。

当初そういう目的でつくられまして役に立つておったわけでございますけれども、その後技術が急速に進歩いたしまして、特に通信技術関係は目覚ましいものがございまして、私どもいたしましては、たとえ雨の注意報、警報を迅速に出しまして国民の皆様を災害から守るということのためにいかにしたらいかということを多年研究を続けました結果、先生御存じのアメダスと申しております地域気象観測網計画というものを現在整備しつつあるわけでございます。これは雨のデータを、現在日本全国で約千百カ所余りござりますが、そのデータを東京の大型電子計算機で毎時ごとに十分以内に全部集めまして、それを地図の形にいたしまして打ち出すということを、さらに十分以内に管区気象台あるいは地方気象台の予報官の手元に、数表の形または要求があれが地図の形にいたしまして打ち出すということをいたせるようになつたわけでございます。そのため非常に迅速に各地の雨の状態というものがわかるようになりました。

他方、その中にロボットの雨量計も接続することによりまして、気象通報所におきまして人手がかかりおりました中継業務が、電話交換手なしの自動になつたと同じような感覚で、途中の人手を煩わせませんで地域気象観測網の中に入つて自動的に受信され、送られるというシステムになつたわけでございます。と同時に、通報所といつてしましてやつておりました地元に対しまして情報をお知らせするという仕事につきましても、地域の防災計画その他で検討されました結果は、地方気象台から県庁あるいは電電あるいは建設省そ

の他に御通知することによって、そのルートを通して確実に配付されるということになりました。また、その通報所における観測にいたしました。これをアメダスの機械に入れかえることによりまして自動的に迅速に仕事が進められるということになりましたので、私どもいたしましては、当初の設置の目的が通報所がなくとも達せらるるということの結論に達しまして、無人化をしようということになつたわけでございます。

○児玉委員 長官は、通信機の設置あるいはこれの発達でこの通報所の存在価値はなくなつた、必要ない、こういうような御指摘でございますが、

とするならば、たとえば国鉄の中間における駅を無人にすると同様に、気象業務なりあるいはいろいろな千変万化する自然条件の対応に、一体そ

の機械は地域住民の声にこたえることができると思ふのかどうか。これは私は大変なサービスの低

下だと考えます。ことに、国鉄の場合でも駅員が止に対する過去においてもやはり住民の存置への強い要望があったことを聞いております。そのよ

うなことについて過去において住民サイドにおけるどういうような存置への運動があつたかどうか。

それからもう一つは、いま長官の言われました

ようなアメダスの設置について、その気象状況の把握は万全であるといふような御答弁でありますけれども、自分たちが聞きましたところでは、少

なくとも雪、霧、霜、あるいはひょう、特に今回

の豪雪等は典型的なアメダスの盲点をついた気象

条件ではないか、こういうふうに理解するものでございますが、このアメダスのいわゆる機能上の欠点、あるいは地域住民にいま申し上げた四点の欠点、あるいは地元に対しましてやつておりました地元に対しまして情

報をお知らせするという仕事につきましても、地

域の防災計画その他で検討されました結果は、

おけるところのそのような気象上に対応するこ

との住民との提携というものについては一体ど

うに理解されているのか、お伺いしたいと思

○有住政府委員 御説明申し上げます。

気象庁といたしましては、何と申しましても予報、警報、そういうものの精度を上げ、また迅速に適切なものを作りたいということで進めておりまして、このためには、このアメダスのシステム

というの非常に効率的であるということがいままで、陳情においては、このアメダスのシステム

での、設置以来の経験によりまして私どもは確信をしているわけでございます。

また、この無人化に対しまして、ただいま地元の方にどうかということがございましたが、私どももう極力地元の方には私どもの真意を御説明申し上げまして御理解を得るべく努力をしておるわけですが、陳情もいたしております。

それで、陳情においては、このアメダスの機能を上げまして御理解を得るべく努力をしておるわけですが、陳情もいたしております。

それで、アメダスの機能その他につきまして、もう少し若干詳しく専門の測候課長からちょっとお聞かせくださいと存じます。

はいまの気象官署や通報所のものでやる。ところが今度の場合は、アメダスでもっと細かいデータが入りますので、たとえば十七時前、退院時前に予報を県等にお知らせする、その次のステップでそれがどの程度まで下がるかということを定量的に細かく情報としてお伝えできるということを、効用が高くなるかと思います。

それから霧の問題でございますが、霧は、御承知のように同じ空港の中でも場所によって非常に濃さが違つたりします。したがいまして代表性が濃さが違つたりします。したがいまして代表性が必ずしも大きございませんので、通報所があつてもなくとも霧の予報という面では別の問題になつてこようかと思います。

その他ひょうもレーダーで雷雲をつかまして、それを予報することが効用があるので、降つた後ではもう対策はなからうかと思います。そういう次にはレーダーやいまのアメダスの風の変化等ででき、ひょうが降りそうだという予想のもとに、意味で、シノブのデータで不安定だから、雷雲ができる、ひょうが降りそうだという予想のもとに、細かく追つて、だからどの地域に何時ごろ起るという形の予想を煮詰めまして、情報提供した方がいいかと思います。

それから霜でございますが、霜は、御承知のように同じ空港の中でも場所によって非常に濃さが違つたりします。したがいまして代表性が濃さが違つたりします。したがいまして代表性が必ずしも大きございませんので、通報所があつてもなくとも霧の予報という面では別の問題になつてこようかと思います。

それからもう一つは、いま長官の言われましたようなアメダスの設置について、その気象状況の把握は万全であるといふような御答弁でありますけれども、自分たちが聞きましたところでは、少くとも雪、霧、霜、あるいはひょう、特に今回

の豪雪等は典型的なアメダスの盲点をついた気象条件ではないか、こういうふうに理解するものでございますが、このアメダスのいわゆる機能上の欠点、あるいは地域住民にいま申し上げた四点の欠点、あるいは地元に対しましてやつておりました地元に対しまして情

報をお知らせするという仕事につきましても、地

域の防災計画その他で検討されました結果は、

おけるところのそのような気象上に対応するこ

との住民との提携というものについては一体ど

うに理解されているのか、お伺いしたいと思

いますのは、いままでですと九時一回入った通報所と気象官署のデータを主にいたしまして予報するわけですが、その場合の基礎は、当然大きなスケールの天気図等をもとにして、各地点の状況

械の効果をより補完する役割りといふものが私はあると思うのですが、その辺の見解いかがでござりますか。

○有住政府委員 お答え申し上げます。  
私どもは、やはり予報あるいは警報の精度を上げ、適時適切なものを出す、そのためにはどういうふうにしたらしいかということを多年研究いたしまして、たとえば農業気象というようなものに関しては、やはり長期予報の精度を上げなければならぬ、そのためにはどうしたらいいか、そのためには全地球の気象の観測ということなどがどうしても必要であるわけでござります。そのために衛星による観測とかいうものが進められつつあるわけでございまして、長期の予報が精度を上げることによりまして、農林省その他と御協力をしながら、農作物に対する気象の影響、それからその作物の生育状態に対しましての予報からどういうことを考えたらいいかということをいろいろ御検討いたぐために、農業気象協議会というようなものを設置して、県におきましては地方の農業気象協議会といふものをつくり、全国的には東京に全國農業気象協議会といふものをつくりまして、長期予報その他を利用して全国農業その他に役立てていきたい。そのためには、観測点の観測によっては、ソノブティックな数値予報電算機による数値予報によりまして予想天気図を正確にする。また衛星によりまして全球的な広範囲の実況をとらえ、さらにスケールの小さなものにつきましては、レーダーによりまして観測点以外のところにおきます雨雲の状態等を平面的にあるいは立体的に連続的にとらえて、それと同時に、観測点におきまして雨量が実際に何ミリあつたかということを押さえ、レーダーあるいは衛星の観測、そういうものと有機的に結合いたしまして仕事を進めて的確な予報を出す、そういう方向に技術的に進んでいるわけでござい

あるいはその町は言うに及ばず、ないところの町におきましても、全体の日本国民のために本当に正確な警報、予報を出せる、また出すようにしなければならない、こういうように努力しているわけでございます。

○兒玉委員 通報所にかえて、大変気象庁の方は人減らしに御執心のようございますが、私は少なくとも長い歴史を通して、そうして現在とまば五十年三月に廃止となりました岩手県の湯田、あるいは長野県の上田、こういう地域等においては、住民の非常に強い廃止反対の要求があつたにもかかわらず、現在では市なり町が經費を出してこの通報所の維持を図っているというような具体的な提起がなされております。そうしてまた、現在予定しておる場所においても、多いときは一日百回以上の電話や問い合わせがあるという具体的な数字もここに出ております。この事實を考えます場合に、大臣にもお伺いしますが、やはり気象条件といふものはテレビやラジオ、ニュースだけではなくて、住民は安心できません。また千変万化する状況において、たとえば去年の、高知市の隣の伊野町における場合等においてもやはりそのようなことが言われているわけです。そういう点等から考えます場合に、いま私の手元にある、たとえば福井県大野気象通報所、新潟県の長岡気象通報所あるいは富山県の礪波気象通報所、こういうところに對しましても、具体的にたとえば福井の大野の場合においては、十二月の二十八日から三十一日、ちょうどこれは雪が深い時期です、一日平均四十四回、一月の一日から三十一日までは九百七十四回、二月の一日前から十五日までは四百六十九回、こういうふうに、この通報所に対するところの住民の間で集める計画でなくして、現地における情勢に対応する住民の不安あるいは変化に対するところの気象状況に單なる機械が——中央で、センターでござります。これが、私どもは通報所のございます町、正確な警報、予報を出せる、また出すようにしなければならない、こういうように努力しているわけでございます。

懸念、それらに対するところの説明は、物を言わぬ機械ではわからない。長官は、全国に配置する機械が万全であり——いままでの拠点の情報だけでは全体の把握ができないことは私も百も承知しているわけです。それでなくして、現在置かれている住民からの非常に強い要望、あるいは今日廃止を予定しているところの通報所に対しましては多くの関係の町村からも強い設置の要望が出されております。私はこのような住民の意思を無視することは時代逆行だと考えます。専門的な点は私たちもよくわからないけれども、このような気象状況に対するところの住民の意思というものは私は無視できないと思うのですが、大臣としてのこれについての見解を承りたい。

○田村國務大臣 実は私のところへも要望がございました。そこで、気象廳長官に、この通報所を無人化するということについて、もちろん行政整理の一環であるから趣旨はわからぬではないけれども、地域住民に対して極度の御迷惑をかけることがないのか、その事情等について一遍説明してくれ、こう言って実はいろいろと聞きました。先ほど来お答えしたような内容の説明でございました。

私が長官等に特に強く申しつけましたことは、とにかくあるもののがなくなる、しかも、たとえどの程度であろうとサービスの低下と受け取られがちであるということを考えれば、地元の方々に對して懇切丁寧に、このような事情で無人化をしなければなりませんということを十分説明して、そしてその理解を得られるよう万全の努力をいたしました。しかし、こういうことを強く言いつけた次第でござります。この通報所の問題のみならずいろいろなところいう問題が出るであります。されども、都合が変わったから廃止するんだという一方的な言動ではなくして、いま申し上げたようなきめの細かい配慮をしなければならぬというふうに指導をいたしてまいる所存でございます。

○兒玉委員 私の時間が参りましたが、いずれにしましても気象業務ということはきわめてじみな

問題であります。そして、一般的に国民の目に見えない面が大変多いわけです。そういうことでありますから、やはり国民生活においてはきわめて重要な関係があります。

いわゆる昨年暮れからの雪害、あるいは去年の南九州における長雨、集中豪雨、そして九月の十七号台風、これらにおいても、この日本列島において、少なくとも今度の雪だけでも七十名の人が死んでおります。去年のいわゆる台風、長雨によっては二百七十名を超えるとうとい生命が奪われておるわけです。この陰には気象情報等の関係、通報等の関係において多くの生命が救われた具体的な例もあるわけです。少なくとも一般国民大衆は、気象条件についてはきわめて素人であり無知であります。そういう点等から、もちろん今回の静止衛星なり、先ほど言わされましたようないわゆる情報システムにおいて大方の問題は解決できましたとしても、わざかに今日配置されているところの通報所、一ヵ所二名とされておりますが、場所においてはまだ、測候所のように機構を拡充していください、こういう要望が出てるわけであります。そうしますならば、わざか四十数名足らずの削減に血道を上げることよりも、まだまだこの気象対策がもたらすその社会的使命といいますか、そして国民の生命財産を守るという崇高な使命から考えますならば、今回この総体的な通報所の廃止の問題は、いま一段の慎重な配慮と、そしてこの三月末をもって強行するような方針が見られるのでございまいますが、これについてわれわれはどうしても理解ができない。そういう立場からこの定員削減、通報所の廃止については、まだまだこれに對応する代替的な対策——むしろ住民の中においては機構の強化ということすらあるわけでありまして、まさに気象庁の考えとは逆行する態勢にありますことを十分理解されまして、長官並びに大臣にはこの際再検討を私は強く要望し、最後に長官どちらの見解を改めてお願ひ申し上げて、質問を終りたいと思います。

さないよう十分の配慮をするように、先ほども申し上げましたように、厳しく指導をしてまいることを申し上げておきたいと思います。

○児玉委員 では終わります。

○正示委員長 次に、市川雄一君。

○市川委員 運輸省設置法の一部を改正する法律案について、昨日同僚の宮井委員が気象業務につきまして具体的に質疑を交わしましたので、きょうは問題をかえまして生活必需品の安定供給あるいは物価の安定、環境保全、あるいは省エネルギーという立場から、国民的な要請あるいは国家的な要請を受けております物流という問題につきましてお伺いをしたいと思います。

まず具体的な質問に入る前に、運輸行政の中でこの物流という問題がどういう位置づけを与えてられているのか、その現状認識について簡単にお考えを承りたいと思います。

○田村国務大臣 運輸行政そのものが物流対策と言つてもよいほど、物流という問題は重要な問題でございます。陸運、海運あるいは航空、あるいは鉄道監督局、私の所管しております運輸省はまさに物流対策者と申すてよいほどのことであろうと思つております。

○市川委員 その中できょう私が特にお伺いしたいことは、トラック輸送の問題についてお聞きしたいわけですが、現状、年間約五十億トン近い貨物輸送の量があるわけですが、この中に占めているトランクの割合といふもの非常に多いわけですが、この総輸送トン数あるいはトンキロ、こうした単位で見た場合に、自動車、鉄道、内航海運といふものの持つている割合といふものをおもううううに握つておられるのか、お聞きしたいと思います。

○真島政府委員 お答えをいたしました。  
ちよつと資料が古うございますが、貨物輸送關係で四十九年の資料でございます。トン数につきましては、先生おつしやいましたように、合計五十億トン。この中で鉄道が二億トン程度、それから内航海運が五億トン程度でございます。自動車

が最も多く四十三億トン。こんなような比率になつております。

○市川委員 時間がありませんので、大体私の方で押された数字とほほ近い数字でございますが、これはトンキロで見ましても、トラックが三四・七%、鐵道が一三・九%、内航海運が五一・三%

という数字があるわけですが、トラックがいまの担当状況といふものはノーマルな状況なのか、アブノーマルな状況と判断しておられるのか、その辺の御判断をお聞きしたいと思います。

○真島政府委員 ここ十年ぐらいの傾向を見ていますと、確かに自動車あるいは内航海運がトン数あるいはトンキロにおいて非常に伸びてきておりまして、たとえば臨海工業地帯の発達といふことによつて、大量で多少スピードは遅くとも安全確保に着くよう内航海運が選ばれる、あるいは

いうような形の中での産業構造の変化、それによりまして、たとえば臨海工業地帯の発達といふことがどこにあつたのかということになるわけですが、さいますけれども、高度成長と申しますか、そぞうでございます。

○市川委員 その中できょう私が特にお伺いしたことは、トランク輸送の問題についてお聞きしたいわけですが、現状、年間約五十億トン近い貨物輸送の量があるわけですが、この中に占めているトランクの割合といふもの非常に多いわけですが、この総輸送トン数あるいはトンキロ、こうした単位で見た場合に、自動車、鉄道、内航海運といふものの持つている割合といふのを握つておられるのか、お聞きしたいと思います。

○真島政府委員 お答えをいたしました。  
ちよつと資料が古うございますが、貨物輸送關係で四十九年の資料でございます。トン数につきましては、先生おつしやいましたように、合計五十億トン。この中で鉄道が二億トン程度、それから内航海運が五億トン程度でございます。自動車

道を利用するにいたしましても、内航海運を利用するためにいたしましても、結局そのターミナルからさらに荷主の戸口、利用者の戸口というようなところで押されたんだといふ議論は恐らく成り立たないのではないかというふうに思うわけですね。やはり貨物があえたから自動車がふえたという議論

は自動車が使われる、こういうようなことでございまして、自動車が非常に伸び過ぎておる、これ非常に全体で大きい数字を占めているわけですが、こういうトラック、鐵道、内航海運の輸送分担状況といふものはノーマルな状況なのか、アブノーマルな状況と判断しておられるのか、その辺の御判断をお聞きしたいと思います。

○真島政府委員 ここ十年ぐらいの傾向を見ていますと、確かに自動車あるいは内航海運がトン数あるいはトンキロにおいて非常に伸びてきておりまして、たとえば臨海工業地帯の発達といふことによつて、大量で多少スピードは遅くとも安全確保に着くよう内航海運が選ばれる、あるいは

いうような形の中での産業構造の変化、それによりまして、たとえば臨海工業地帯の発達といふことがどこにあつたのかということになるわけですが、さ

りますけれども、高度成長と申しますか、そぞうでございます。

○市川委員 その議論はまだすることにしまして、國鐵が現在持っております貨物の輸送能力、これは年間どの程度の貨物を輸送する能力があるのか。また、過去におきました最高時で何トンの能力を發揮したのか。わかりましたら、おっしゃつていただきたいと思います。

○真島政府委員 國鐵の貨物輸送につきましては、トンキロで申しますと戰後最高に伸びましたのが昭和四十五年でございまして、このときに六百二十四億トンキロを運んでおります。そのときのトン数の方は一億九千八百万トンでございまして、トン数で申しますと四十二年の二億トン、これが最高でございます。

○市川委員 この高度成長の必然的な結果として貨物量がふえてトラックの需要がふえたんだ、だから決して異常な事態ではないと認識しておるとお話しでございましたが、ちょっと古くなりましたが、四十七年の「陸運統計要覧」というものを拝見しますと、自動車、國鐵、内航海運のキロ別のシェアが出しているのですが、百キロまで自動車のシェアが九七・四%、國鐵が一・一%、内航海運が一・五%、百キロから三百キロまでで自動車が六三・五%、國鐵が一七・一%、内航海運が四三・五%。この六百キロ地点でも國鐵の貨物

は自動車に全然追い抜かれておるわけでございまして、同時に國鐵も一緒にふえて車が一八・六%、國鐵が一七・六%、内航海運が六三・八%という、こういう資料が私の手元にあります。また、六百キロ以上で比較しましても、自動車がふえたんだといふ議論は恐らく成り立たないのではないかというふうに思うわけですね。やはり貨物があえたから自動車がふえたという議論

が成り立つためには、同時に國鐵も一緒にふえて自動車がふえたんだといふ議論は恐らく成り立たないのではないかというふうに思うわけですね。やはり貨物があえたから自動車がふえたという議論

は、やはり物流というものの機能が極端にトラック輸送に過重の状態が生まれている、こう私たちに見ておるわけですが、その点いかがですか。

○真島政府委員 貨物の輸送需要が、最近十年余り非常に伸び方をいたしまして、そのうちで先生おおる、こういうことは事実だと思います。その原因がどこにあつたのかということになるわけですが、さ

りますけれども、高度成長と申しますか、そぞうでございます。

○市川委員 その議論はまだすることにしまして、國鐵が現在持っております貨物の輸送能力、これは年間どの程度の貨物を輸送する能力があるのか。また、過去におきました最高時で何トンの能力を揮発したのか。わかりましたら、おっしゃつていただきたいと思います。

ます。国鉄が貨物の赤字でいま苦しんでおりますが、これを減らした最大の原因は、私が考えるには、やはり速さ、あるいは確実性、あるいは便利さ、こういう点で自動車に負けたのではないかというふうに思うわけです。しかも、いまの数字でもわかりますように、トラック輸送の占めておる割合が、先ほどの機関別シェアで総体で比較しますと、自動車が九一・九%、国鉄が三%、内航海運が五・一%という、こういう実態があるわけがござります。この議論を幾らしても始まりませんので、指摘をしながら、同時に、トラックのまますにシェアが広がつて、いく潜在的要素というものがこの日本の経済構造にあると思うのですね。たとえば生鮮食料品の輸送を見た場合、どうしてもぎりぎりの新鮮な鮮度で産地が争う。ですから鉄道便ではどうにもならない、トラック便を利用する。あるいは化粧品とか、いろいろな家電製品が全国一斉に広告とタイアップして販売をする。その場合に問屋や小売店に品物が確実に届いてないと困る、鉄道ではめだだ、だからトラックだということとでトラックがますますふえてくる。あるいは問屋や小売店が合理化で在庫をぎりぎりまで減らそうということで荷物を受けたがらない状況があるわけですが、そういうことを考えますと、速さと確実性というものが要求されてくる。その点、トラック輸送が持つてある機能というものがマッチするわけですが、あるいは自動車メーカーにしても家電メーカーにしても、ベルトコンベヤーに合わせて部品の着荷時間を見定すとか、こういう状況を考えますと、ますますこれはトランク需要というものが増していくのではないか。それを経済構造の変化に伴つて起きてきたものなんだからやむを得ないんだというような認識で、果たしてこれから物流、中でも中小業者の多いトランク行政というものに果たして対処できるか。それをどうかという大変強い不安を私は持つておるわけでござります。

た資料によりますと、四十三年におきましては自動車が五〇%、鉄道が四六・一%、内航海運が三・八%、まあ自動車と鉄道がいわばタイであります。ですが、四十八年になりますとこれが逆転して、自動車が六九・三%、鉄道が三〇%、こういう事態が生まれておるわけです。そういうことを考えますと、社会構造の変化から起きてきたのだという程度のものではなくて、やはりこれはかなりトラックに荷重がかかっておる、またトラックが生活必需品にかなり密着してその機能を果たしているという状況と、また貨物輸送能力という点だけを見れば、国鉄をはるかに上回る公共的な影響力をすでにトラック輸送が持っているということですね。この点についてすでに御承知だと思いますが、こういう実事をお認めになりますかどうですか。大事な問題でござりますので、できれば大臣にお聞きしたいと思ひます。

○田村國務大臣　いまのお尋ねに對して的確なお返事になるかどうかわかりませんが、結局、トラックというものが急速に伸びたということは、いま審議官が答弁いたしました経済、社会の構造変化ということも非常に大きな要素だと思ひます。けれども、いまお話のあったような要素、安全で速やかに行く、いわゆる速達性といいますか、そういう点でトラックというのは人間社会にすでに浸透しきつて定着したということもあるうかと思ひます。

それからもう一つは、たとえば仮に総合交通体系でトラックの果たす役割り、あるいは鉄道の果たす役割り、海運の果たす役割り、その置かれた位置づけ、そういうことをうたい文句にいたしますと、鉄道の方はとにかくおれたちにはこれだけの権利があるのだというような、言ひなれば非常あるいは海運でもそうでございましょうが、もう必死になつて営業活動をやるというところにも大きな関係があるのじゃないでしょうか。

それから私、実はいま明けても暮れても国鉄の問題で頭がいっぱいなんありますが、何とか國

鐵の貨物輸送の分野を、いわゆる赤字克服をした  
い、貨物をこれ以上にふやしたい、このように考  
えまして、いろいろな人に聞いてみるのであります  
が、荷主というのは極端にやはりストライキを  
きらうという面もあるようであります。  
いま申し上げましたよろいろな要素とい  
うものがありまして、審議官と私と若干答弁に食  
い違いがあるようにお聞きになるかもしれません  
が、私はあなたがち經濟、社会の変動だけではない  
というふうに思つております。  
○市川委員 時間もあれなんであれですが、もち  
ろん社会構造や経済構造の変化がトラックの需要  
を伸ばしたものと私は否定するわけではあ  
りませんが、ただ、その結果起きてきたこの事態、  
輸送機関の輸送分担状況というものが、やはりそ  
ういう社会構造の変化から起きてきたのだからそ  
れは必然的なものであつてやむを得ないのだとい  
う、後ろ向きな立場でこの事態を見ているのじや  
ないかというふうに私は思うのですね。そうじや  
なくて、これから日本の省資源型の物流システ  
ムというものを展望した場合に、未来に向かつて  
物を考えた場合に、現状というものを果たして社  
会構造が変化して当然起きてきたものだからしょ  
うがないのだという、そういう姿勢でいいのかと  
いう疑問ですね。したがつて、未来を展望した場  
合には、少なくともより望ましい輸送機関別の分  
担割合というものを考えなければいけないのじや  
ないかと思うのですね。当然、その中で果たすべ  
きトラックの割合、あるいは鉄道の果たすべき割  
合、あるいは内航海運が果たさなくてはならない  
割合、その割合をどの程度すべきなのかという  
議論があつてしかるべきだと思うのです。これは  
高度成長で経済構造が変化したのだから当然起き  
たのだ、だからしようがないのだということでは  
これは行政にならないわけでございまして、これ  
を将来に向かつて問題を解決するという立場で  
見方でいいのかということですね。どうでしゃう  
か。

○真島政府答申、私も先生御評議のとおり、我们在このまま、これでこうなってきたからしようがないんだという意味で申し上げたのではないつまりでございます。

そこで、将来どういうふうにするんだということとでござります。当面私ども昭和五十年代前期経済計画といふものがございまして、これは昨年閣議決定をされまして、政府としてこの線に沿つて、私どもで申しますと物流対策なり、旅客交通対策なり、この線に沿つて進めるべき性質のものでございます。その中で貨物につきましては、四十九年度比約四割は五十五年までには伸びるだろう、こういうふうな予想が立てられておりまして、こういうものを各輸送機関別にどのように張りつけていたらしいのかということについては、資料も多少ございますけれども、幅がついております。ある一定の幅で、たとえば貨物について申し上げますと、四十九年度五十億トンが七十五から八十九億トンぐらいの幅の中に入していくだろう。そこで貨物輸送の問題、特にトラック輸送の問題につきましては、私ども今後三全総を踏まえながらさらに長期的な展望をする際にも、労働力の問題もござります、あるいは道路整備というものが今後どの程度できるのだろうかという制約もございます。資源エネルギーの問題もございます。そういう意味では、できるだけ省物流と申しますか省輸送と申しますか、むだな輸送をトラックその他、特にトラックだと思いますけれども、そういう輸送を省く、それによつて国民が必要とする物資のトラックによる輸送を効率的にする、そういうような考え方いろいろと施策を考えておりますが、従来ともそういう問題につきましては、たとえば大都市周辺にはトラックターミナルといふものを設置いたしまして、都市内の物流が効率的に行われるようになります。あるいは都市内そのものにおきまして、一般的の商店その他が脈絡なしに行われております輸送を一括した共同輸送の形にして、省輸送の実現を図りながら逆に能率を上げていく、昨年はデパートの配達その他につきまして共同宅配とい

うような試みも交えながら、できるだけ輸送を省く、特にトラックによる輸送をむしろ少なくする。それが今後の物流の政策の一つの大きな課題であろう。このように考えて施策を検討しておる段階でござります。

ト市川委員 四十九年から見て貨物輸送量は年一億トンから八十億トンにふえそうだということをご  
ざいますが、輸送機関別に大体ペーセントも持つ  
ているんだというお話をですが、もしあわかりにな  
なつたら自動車と国鉄と内航海運の——運輸省が  
より望ましいと判断しておられるものなのか、あ  
るいは大体こんなところへ落ちつくだろうという  
いまの現状肯定の延長で考えておられる数字なの  
か、その辺がよくわからないのですが、その数字  
の性格を明らかにした上で、持っておられる自動  
車あるいは国鉄、内航海運の割合、どんなものを  
目指しておられるのかお聞きしたいと思うので  
す。

それからもう一つ、トラックの中で負担を海運するということをおっしゃっておりましたが、実際考えてみて、国鉄の貨物が最高時で二億トン、この二億トンがフルに発揮したとしても、五十億トンから七十億トンにふえていく中では、そんなほかのトラックの割合を減らさよ的なものではないわけですね。そうなると勢い、これは先ほど申上げたようなトラック需要をふやすという潜在的な要素を考えますと、このトラックの負担を減らすことなどを考えておりますとおっしゃっておりますが、何かその可能性がどういう形で展望できるのか、その点もあわせて伺いたいと思うわけでございます。

すと、やはりその他の部分というのは幅がござい  
三十九、現状の失真、因美、航空ある、は

民鉄——航空と民鉄はほとんどございませんが、伸びておるというふうにはどうもこの数字からは出てまいりません。やはり自動車は先ほど申し上げましたが、四十九年度実績に対しましてトンキロが三千三百億トンキロから二千億トンキロないし一千二百億トンキロぐらいになるだらう。海運が一千九百二十四億トンキロが二千七百億トンキロから三千億トンキロ、合計いたしまして、四十九年度実績三千七百五十八億トンキロが五千百から五六百億トンキロ、この程度に伸びるのではないか、こういう数字になつておるわけでござります。

この展望と申しましても、私どもこの数字、これは幅もございまして、今後のいろいろな経済情勢の変動につれましてこの幅の範囲でいろいろ上下することございましょう。そういう意味からいへば、この数字を計算いたしました当時考えておりまことに貿易二、三つは一本二つ程度ではよ

○市川委員 要するに、トラックの割合も減らなし、四十九年度の数字がある程度多少の幅を持つていくにすぎないのでないかというふうにいまお聞きしながら感じたわけでございます。そういうなりますと、トラックにかかる比重はますます絶対量はふえていくんだと見て差し支えないんじやないかといまお思うわけでございます。

それで、トラック輸送業者は、御承知のようにもう九八%が中小零細企業でございます。これはもう時間がありませんので省略しますが、資本金別あるいは保有台数別あるいは従業員の数を見て、九八%の部分が中小零細企業。そういう中小零細企業の方々の懸命な努力によって、オイルショックがあつて以来四十九年で全業者の一割が倒産するという事態を迎えるがらも、ともかく需要を伸ばしてきた。一方では国民的な話題を呼びながら、国鉄はいまだに再建のめどつかないし赤字が解消できない。毎年一兆円に近いお金が一財源から補給されると、どうような事態になつて

おるわけですが、こうしたことを考えますと、やはり将来の問題は将来の問題としても、とにかく

現状、中小零細企業が九八%を占めるこのトラック運送業者が、貨物輸送という物流の面におきましてはやはり大半の役割りを果たしているということは否定できないのではないかと思うのです。そういう点で考えまして、やはり中小零細企業ですからいろいろな問題をいま抱えているわけでございます。御承知のように物流の合理化、システム化、あるいは事業の共同化、あるいは省エネルギー型、あるいは大型トラックの乗り入れ禁止、騒音問題から住宅地区の環境改善という問題をいま抱えておるわけです。こういう環境保全といふ国民的な要請を突きつけられて町の中で商売ががらくなっている。どこか非住宅地区にターミナルなり何なりを設けて移転していかなければならないという事情も抱えておるし、あるいは需要があると見てくる貨物輸送の状況に対して、合理化、近代化をして対応しなくてはならないということを

抱えている。しかもトラック輸送業者のはほとんどが中小零細企業である。

こういうことを考えますと、やはりこれはただ単に業界に任しておけばいい問題ではなくて、先ほど大臣がいみじくも運輸省というものは物流省と言つてもいいのだといふにおつしやつたくらいでございますが、このトラックの問題について、全体の物流の中での貨物輸送の占めている割合をどう

業の近代化、合理化を推進していかなければならぬ。そのためには共同集配あるいは共同荷物授

受施設の設置、物流拠点といたしましての大都市あるいは地方中核都市におきますトラックターミナルの整備、こういったもののはかに、やはり御指摘のようにトラック事業は何と申しましても中小企業が多うございます、そこで中小企業近代化促進法にのつとりまして中小企業の共同化、集約化、こういう方向をぜひ推進していきたいということで、かつて業種指定を受けまして、指定業種ということで、かつて業種指定を受けまして、指定業種といふことで整備を図つてしまりましたが、現在構造改善事業を実施いたしておりますと、その成果も計画に沿つて進んでおるわけであります。今後の問題といたしましては、中小企業対策としてのトラック事業の育成ということが最大の眼になりますし、私どもの方としましてもこれに力点を置いて行政を進めたい、かようになっておる次第でございます。

いつもだつたのですが……。要するに中小企業おられることもよく承知しているつもりです。トラックはますます需要があえてくる。その中で国鉄も余り機能が増していない、あるいは内航船運にそう簡単に移せない。そうすると、ふえていく貨物需要に対しても、トラックはどうしても、わ寄せを受けざるを得ない。しかしその業界は由来細企業だ。近代化近代化、構造改善構造改めと羨ら言つたつて、かけ声だけでそう簡単に進むものではない。たとえば神奈川県の川崎の場合なんかでも、翌朝トラックを出発させるためには前日の日、日本钢管に入つて荷物を積む。で、どこかへトラックをとめておかなければならない。それで朝早くエンジンを始動させて出ていく。どうでもこれは、住宅地区ですと、騒音で住民から苦情が絶えず起きてくる。ですからトラックなどを駆け込まざるを得ない。車場ですね。駐車場の機能を持ったものさえなかなかつくれない。これをいま、ようやくつくら

としているわけですが、こんな程度のものだつて、総額で大体二十六億円のお金をかけて、いま業者が協同組合をつくってやろうとしているわけですか。

そういうことを考えますと、確かに今まで皆さんのがやつてきた努力を否定するわけではありませんが、もつともっと増大するとの需要に対しても、いま持っている輸送機関別の割合、また将来これが変わりそうもないという見通しならば、トラックに対する行政としてどうしていくのかという問題。ただ業者が勝手にやればいいじゃないかという考え方ではなくて、一つの全体像ですね、物流特に貨物輸送の物流に関しての全体像、マスタープラン。大体何年ぐらいでどの程度のところまで近代化を進めていくのだと、何年ぐらいでどの程度のところではやっていくのだ、こういう青写真を運輸省としてしっかりお持ちになつておられるのかどうか、あるいはそういうものを本気で考えておられる行政主体といふものが運輸省のどこにあるのかということですね、その辺のことを探ります。

○中村(四)政府委員 先ほど申し上げましたように、御指摘のような中小企業におきましてそういった集配送なりあるいは駐車施設の整備について非常に御苦労しておるという点につきましては、私どもとしてもそういう実感を持っておるわけでありまして、したがつて、先ほど申し上げました構造改善事業というもので共同受注なり共同配車、あるいは資材の共同購入などを推し進めてまいってきておるわけであります。

たとえば集約化につきましても、グループ数としましても現在までに七百近いグループ数で、参加企業数も一万二千ほどの企業を得て実施に移しております。また高度化投資グルーブといたしまして、一つは集團化事業でございますが、これにつきまして二十二組合、それから共同施設事業に五十六組合参加いたしておりまして、こういった点で政府関係機関からあるいは都道府県からの助成を得て、そういう施策を円滑に

推進するよう努力しておるところでございます。

○市川委員 時間が迫つてしましましたので、では具体的な問題を挙げていまの問題を申し上げたいと思うのです。

運輸事業振興助成交付金というものがいま、五十一、五十二年の時限措置でございます。で、精油引取税の三〇%アップ分を、地方税として徵収したものと、トラック業者の構造改善なり何なりに役立てるために還付しようということでこの交付金が措置されたと思うのですが、昨年、運輸省の通達で、各県の交付金を受け取る受けざらを用意しない——これはトラック協会という県別の協会があるわけですが、その県別の協会がそのお金を受け取った後、全ト協、全ト協の運輸省が定額変更の通達までして全ト協に出捐された根拠を伺いたいわけですが、全国の都道府県別のトラック協会のリーダー、あるいはイニシアチブを握つて指導に当たつていくにあさわしい今までの実績が本当にあつたのかどうか、あるいは実績を評価してそうした位置づけを与えておられるのかどうか、その辺を時間がありませんので簡潔に伺いたいと思います。

○中村(四)政府委員 全日本トラック協会は、全国都道府県のトラック協会、団体でございますが、そのトラック協会などを正会員といつてしまつて、これらの正会員が推薦するところの特別会員、これらは貨物自動車運送事業者そのものでございますが、それと少数の個人会員から成つておる民法上の社団法人でございまして、トラック事業者共同の利益を全国的規模で推進していくという、公共の福祉に貢献するのだという団体でございまして、運輸省として個々の事業者を指導いたす場合に、この全国ト協といふすべての事業者が参加しておるわけでありまして、この両者の関係としましては、そういう地方の意見が全日本ト協に反映される組織になつておると考えております。

それから、全国団体への出捐のお話がございましたが、この全国ト協といふすべての事業者が参加しておる団体に対してもいろいろと助言をしたりすることとはございます。

それから、運輸省からのOBのお話をございましたが、現在二名と記憶いたしております。

○市川委員 この全ト協と都道府県別のトラック協会との関係は、いわゆる全国の連合組織の関係ではなくて別の方になつておるというふうに私は

は認識をしているわけです。それで、これはもちろん決して全体的な傾向という意味で申し上げてあるわけではありませんが、一部には地方税の還付金で戻つてくる交付金をなぜ全国に取るのかといふ御意見もございますし、東京都では財源がないといふことで還付金 자체がまだ措置されてない

ようでございますし、あるいは全ト協が今まで付金で戻つてくる交付金をなぜ全国に取るのかといふ御意見もございますし、東京都では財源がないといふことで還付金 자체がまだ措置されてない

ようでございますし、あるいは全ト協が今まで出捐を通じて全国的規模で先ほど申し上げました近代化基金については商工中金に預けなさい、商工中金に預けた利子分を構造改善の利子補給として使いなさい、大体こういう方向にいま話が煮詰まっておるようございますが、神奈川県の例で申し上げますと、五十一年度分交付金が約三億八千万、全ト協への出捐金が一億一千五百萬、神奈川県の手元へ残るのが二億六千八百万。この二億六千八百万を、仮に二億円を基金として商工中金に預けたとしますと、この商工中金に預けた二億円には手をつけちゃいかぬ。しかも一年先でなければ利子がつかない。年利六%で計算しても千二百万。この基金を運営するために、特別会計をつくつて人を置かなければならない。人を二人雇えねば、年間人件費で約六百万は吹っ飛んでしまう。そうすると、千二百万の利子のうちの六百万は人件費で吹っ飛んで、あと六百万しか利子補給に使えない、こういう実態があるわけでございます。

したがつて、こういう窮屈な枠をはめないで、もつとトラック業者が伸び伸びと使えるようなやり方はできないのかという意見が強いわけでございます。

先ほども何回も申し上げていますように、トラックの持つている割合が多い、しかもこれからその割合が変わりそうもない、ますますその役割は重くなつっていく、しかも中小零細企業が多い。そのためには、われわれがこういう交付金を設けながら、それにこういう窮屈な枠をはめちゃつたのでございまます。

○市川委員 いまのお話にもかなり詰めてお聞きしたいこともあるのですが、ちょっと話を進めます。

この交付金につきまして、事業資金と近代化基金に分けて、事業資金については事業内容を出せ、地方の各都道府県のトラック協会は、当然人格は別々になつておる次第でござります。そこで、全日本ト協協会と地方ト協協会の関係は、先ほど申し上げましたように、地方ト協協会とそのものが団体加入と申しますが、正会員として参加しておるわけでありまして、この両者の関係としましては、そういう地方の意見が全日本ト協に反映される組織になつておると考えております。

それから、全国団体への出捐のお話がございましたが、この全国ト協といふすべての事業者が参加しておる団体に対してもいろいろと助言をしたりすることとはございます。

それから、運輸省からのOBのお話をございましたが、現在二名と記憶いたしております。

したがつて、こういう窮屈な枠をはめないで、もつとトラック業者が伸び伸びと使えるようなやり方はできないのかという意見が強いわけでございます。

先ほども何回も申し上げていますように、トラックの持つている割合が多い、しかもこれからその割合が変わりそうもない、ますますその役割は重くなつていく、しかも中小零細企業が多い。そのためには、われわれがこういう交付金を設けながら、それにこういう窮屈な枠をはめちゃつたのでございまます。

は、これは絶対額が少ないところへもつてきて、さらにその金額を細分化し凍結されてしまふわけですから、意図された趣旨が効果としては半減してしまっているのではないかと私は思うわけです。

もちろん、基金として預けることに反対しているわけではありませんが、基金の部分も結構、しかし二億円のうちの一億円ぐらいを構造改善事業に使わしてもらえないのかという意見も事実あるわけです。二億円のうちの一億円を構造改善事業に使う。使うといつても、利子補給として構造改善に使わせてもらいたい。それも利子補給でたゞらまくということではなくて、事業協同組合をつくり、陸運局長の承認を受けた構造改善の事業であるという認可のもとにやる事業ですから、地元の物流、社会関連資本として、共有財産として当然残るわけですね。個別の企業に利子補給をして差し上げちゃうというものではないわけです。そういう形のお金の使い方は今後全然検討する余地がないのかどうか、その点をお聞きしたいと思うわけでございます。

○中村(四)政府委員 ただいま御指摘の全体の資金量につきましては、私どもの方といたしましても、事業者各位が伸び伸びとして使えるほどの資金量というのを期待しているわけであります。それはなかなかむずかしいわけでございまして、全体会議が一定でございます。これを、先生御指摘のように、ここで基金になる元金まで全部使用して事業を行うのがいいのか、あるいはその果实を利用して利子補給に充てるのがいいのか。何分割度として交付金制度は二年間の暫定ということになっております。そこで、私どもといたしましては、できる限り基金として元金を温存して、たいというのが偽らざる気持ちでございます。

○市川委員 大臣が予算委員会へ行かれる時間が近づいておりますので、大臣にちょっと申し上げたいのです。

この交付金制度、所管は自治省だと思いますが、

回りが予想されている。そういう点では自動車諸税をここで上げるということは、かなり厳しいことになるとと思うわけでございます。そういう点で考えて、この交付金を二年間の時限措置ではなくて、税率も凍結したままこの制度をぜひ制度化してほしいという声があるわけでございますが、所管は自治省でございますが、運輸省として制度化の方向に働きかけていく御意思はあるのかどうか、その点を大臣にお伺いしたいと思います。

○田村国務大臣 おっしゃるとおり時限立法でございますから、五十二年度が終わるときに新たなる税制措置を講じない限り、これはつぶれるわけであります。自治省の問題がござりますので、私から先走って明確に私の気持ちを申し上げることはばからなければならぬと思いますが、どうぞ、言わぬは言ふにいやまさるという心情をひとつお察しいただいてお聞きをいただきたいことは、この交付金制度は私自身いい制度だと思っておりますから、今後近い将来訪れるであろうかもしれない措置に對して期待をいたしておるところであります。

○市川委員 大臣、どうぞ予算委員会へ。

時間も来ておりますので、あと一、二問で終わりたいと思います。

先ほど御答弁いただいたのですが、仮定で申しわけないのですが、二年間の時限措置だから、結果を生む原資を食べてしまうのはまずいんじやないか、基金としてとつておいた方がいいんじやないかというお考え、それもわかるのですが、もし

制度化という方向を考えれば、その場合にはもつつか枠をはめた使い方でなく、構造改善、もちろん会館をつくるとかあるいは個別の業者に利子補給するということではなくて、あくまでも地域の全体のトラック輸送、それも騒音とかいろいろな社会的な要求にこたえるための構造改善事業と

いうものに使えるようにしたいとか、するとか、こういう考えがあるのかないのか、その辺の点では言えないかも知れませんが、大体どんなお考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○中村(四)政府委員 私どもの方といたしましては、二年間の暫定期間でございますが、この期間にこの交付金の運用のよろしきを得まして、世間に對してもトラック事業の現状なり、それからそういう使命感を持つて努力しておるというところをぜひ評価していただいて、その成果をひつ下げて将来の制度へ向かっていくのが一番いいんじゃないかというふうに考えておるわけでござります。

そこで、御指摘の構造改善事業等にそういう資金を使うのがいいかどうかという点につきましては、当該地方トラック協会といたしましていろいろなプロジェクトがあると思います。その中で皆さんのがどこへ重点志向していくかという、皆さんのが生まれてくるのではないかというふうに思つておる次第でございます。

○市川委員 時間が参りましたので、最後に、非常に短い時間の中で大ざっぱな議論をしたわけですが、その議論の中で、やはり貨物輸送の中占めるトラック輸送の割合というものが将来にわたって減りそうもない状況がはつきりしていふと思うのです。しかも、それが中小零細企業だということを十分御認識をいたしました上で、こうした交付金の扱いや、あるいは自動車諸税の中における営業用と自家用の格差、すでに設けてあるものについては、これは所管が違うと思います。第一回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

#### 恩給法等の一部を改正する法律案

##### (恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百十五万円」を「八万二十三万円」に、「五百七十五万円」を「六百五万円」に、「六百九十万円」を「七百三十八万円」に改める。

第六十五条第二項中「七万二千円」を「八万四千円」に、「一万四千円」を「一万六千四百円」に、「四万八千円」を「五万四千円」に、「四千八百円」を「一万二千円」に改める。

第七十五条第二項中「二万四千円」を「二万六千四百円」に、「四千八百円」を「一万二千円」に改める。

別表第二号表中「一、四四五、〇〇〇円」を「二、七三六、〇〇〇円」に、「一、九八〇、〇〇〇円」を



曹長又は上等兵曹	八五五、〇〇〇円
軍曹又は一等兵曹	八〇〇、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	七七九、三〇〇円
兵	七一三、三〇〇円
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	
附則別表第六(附則第十三条関係)	
附則別表第六中「五六一、〇〇〇円」を「七〇八、〇〇〇円」に、「六六〇、〇〇〇円」を「七〇六、〇〇〇円」に改める。	
附則別表第五中「六一一、〇〇〇円」を「七一四、〇〇〇円」に、「四六五、〇〇〇円」を「五五七、〇〇〇円」に、「三六七、〇〇〇円」を「四三三、〇〇〇円」に、「三一八、〇〇〇円」を「三〇〇円」に、「十分の九」を「十分の九・五」に改める。	
附則別表第六を次のよう改める。	
附則別表第六(附則第十三条関係)	
仮 定 債 給 年 額	金 總
四、六九二、〇〇〇円	四、五三六、〇〇〇円
三、九二四、一〇〇円	三、八四五、一〇〇円
三、〇九三、八〇〇円	三、〇一〇、三〇〇円
二、六六七、一〇〇円	二、五七三、六〇〇円
二、五五〇、一〇〇円	二、四三〇、六〇〇円
一、九八五、四〇〇円	一、九一四、一〇〇円
一、六七六、〇〇〇円	一、五四八、一〇〇円
一、三三五、一〇〇円	一、二二一、一〇〇円
一、一三〇、四〇〇円	一、〇六五、六〇〇円
一、〇四〇、一〇〇円	九三六、五〇〇円
八五五、〇〇〇円	七七九、三〇〇円
八〇〇、一〇〇円	七四一、七〇〇円
七七九、三〇〇円	七一三、三〇〇円
七一三、三〇〇円	六二七、一〇〇円
附則別表第七(附則第十三条関係)	
附則別表第六の次に次の一表を加える。	
仮 定 債 給 年 額	金 總
一、〇四〇、一〇〇円	九六八、三〇〇円

曹長又は上等兵曹	八五五、〇〇〇円
軍曹又は一等兵曹	八〇〇、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	七七九、三〇〇円
兵	七一三、二〇〇円
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第四中「五六一、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に、「六六〇、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「六一、〇〇〇円」を「七一四、〇〇〇円」と  
七、〇〇〇円に、「三六七、〇〇〇円」を「四三三、〇〇〇円」  
八〇、〇〇〇円に、「十分の九」を「十分の九・五」に改める。  
ナシ

**附則別表第六(附則第十三条関係)**

	八五五、〇〇〇円	八〇〇、一〇〇円
	八〇〇、一〇〇円	七六〇、九〇〇円
	七七九、三〇〇円	七四一、七〇〇円
七一三、三〇〇円		六五五、五〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「四十二万三千三百円」を「五十一年二万一千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「次の表」を「次の(イ)又は(ア)の表」に、「同表」を「これららの表」に、「昭和五十一年七月分」を「昭和五十二年六月分」に改め、同項の表を次のように改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律)一部改正  
第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「四十一万三千二百円」を「五十二万一千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「次の表」を「次の(イ)又は(ロ)の表」に、「同表」を「これらの表」に、「昭和五十一年七月分」を「昭和五十一年六月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通恩給の基礎在職年に算入され  
普通恩給

六十七五歳以上との合計である。年齢別に見ると、この内、三十歳未満の者は、一九三〇年には、四千五百人、一九三一年には、三千三百人である。

通恩給  
六十五歲以上之老弱無依者  
著通恩給以資生計

四年以上普通思緒についての最短思緒  
年限未満

九年未滿  
二九四、五〇〇円

六十五歳未満の者に給する普普通恩給についての最短恩給年限以上

通恩給（增加恩給、傷病年金）  
又は特別傷病恩給（二并合され

る普通恩給を除く

六十五歳未満の者で増加恩給、九年以上 四四一、八〇〇円

傷病年金又は特例傷病恩給を受けるものに給する普通恩給を九年未満

卷之三

## 扶助料の基礎在職年に算入されて

扶助料としている実在職年の年数

満の妻で扶養過放である子を有するものに給する扶助料 一四〇,〇〇〇円

年限未満

卷之三

附則別表第六の次に次の二表を加える。

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 昭和五十二年三月三日

六十歳未満の妻又は子に給する扶助料(扶養遺族である子を有する妻に給する扶助料を除く)。

普通恩給についての最短恩給年限以上	二九四、五〇〇円
九年以上普通恩給についての最短恩給年限	二二〇、九〇〇円
九年未満	一四七、三〇〇円
普通恩給についての最短恩給年限以上	二二〇、九〇〇円

六十歳未満の者に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く)。

この表における「扶養遺族である子」とは、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年五月三十日)に規定する扶養遺族である子をいう。

附則第八条第四項中「昭和五十一年六月三十日」を「昭和五十二年五月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「一、八三三、八〇〇円」を「二、〇五二、〇〇〇円」に、「一、四八五、〇〇〇円」を「一、六七九、三〇〇円」に、「一、一九一、八〇〇円」を「一、三五〇、〇〇〇円」に、「八九八、五〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「六九六、八〇〇円」を「八〇〇円」に、「六九六、八〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「五三一、八〇〇円」を「六〇五、五〇〇円」に、「四九五、〇〇〇円」を「五八九、五〇〇円」に、「四五八、三〇〇円」を「五三五、五〇〇円」に、「三四八、八〇〇円」を「四一七、八〇〇円」に、「二七五、三〇〇円」を「二四四、〇〇〇円」に、「二三八、五〇〇円」を「二八五、〇〇〇円」に、「四二一、五〇〇円」を「五三一、〇〇〇円」に、「十分の九」を「十分の九・五」に改め、同条第三項中「七万二千円」を「八万四千円」に、「二万四千円」を「二万六千四百円」に、「四万八千円」を「五万四千円」に、「四千八百円」を「一万二千円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項ただし書を削る。

附則第十五条第一項中「特別項症から第一款症までの」を削り、同条第二項中「十万円」を「十二万円」(第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係るものにあっては、九万円)に改め、同条第五項中「昭和五十年七月」の下に「(第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係るものにあっては、昭和五十二年十月)」を加える。

(施行期日)  
附 則  
第一条 この法律は、昭和五十二年六月一日から施行する。ただし、第二条中附則第十三条第二項、第十四条第三項、第十八条第二項、第二十一条第六項及び第三十一条の改正規定、附則第四十一条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則別表第六の次に一表を加える改正規定、第六条中附則第十四条第二項及び第十五条(第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けた者に係る傷病者遺族特別年金に関する部分に限る)の改正規定並びに附則第十五条から第十七条までの規定は、昭和五十二年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改正)  
第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。)附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。次る旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。

条において同じ。)若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という)を除く)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年六月分以後、その年額を、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。以下同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

昭和五十二年六月分から同年九月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、別表第四号表中「六九六、〇〇〇円」とあるのは「六〇三、七〇〇円」と、別表第五号表中「五一二、〇〇〇円」とあるのは「四五二、八〇〇円」とする。

昭和五十二年五月三十一日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつている俸給年額(以下「旧俸給年額」という。)が五八五、七〇〇円以上六六六、四〇〇円未満の普通恩給又は扶助料で、六十歳以上の者に給するものに同年十月分以後の年額に関する第一項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは「仮定俸給年額の一級階上位の仮定俸給年額」とする。

昭和五十二年五月三十一日以前に退職した公務員又はその遺族に給する普通恩給又は扶助料で昭和三十二年三月三十一日以前に退職した公務員(前号に規定する普通恩給又は扶助料のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額の一級階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額が三、五三七、九〇〇円以下のものにあつてはその年額にそぞれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額、旧俸給年額が三段階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額が三、三九七、八〇〇円以下のものにあつてはその年額にそぞれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額、旧俸給年額が三段階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額が三、六〇〇円のものにあつてはその年額にそぞれぞれ対応する同表の仮定俸給年額の二段階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額が三、三九七、八〇〇円以下のものにあつてはその年額にそぞれぞれ対応する同表の仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額)

二 昭和二十二年六月三十日以前に退職した公務員又はその遺族に給する普通恩給又は扶助料(前号に規定する普通恩給又は扶助料のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額の二段階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額が三、五三七、九〇〇円のものにあつてはその年額にそぞれぞれ対応する同表の仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額)

員又はその遺族に給する普通恩給又は扶助料で旧俸給年額が三、三九七、八〇〇円以下のもの、旧俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額の一級階上位の仮定俸給年額昭和二十二年六月三十日以前に退職した公務員又はその遺族に給する普通恩給又は扶助料で、当該公務員の退職後の経過年数が昭和五十年十月一日以後に三十五年に達することにより前項第一号の規定に該当することとなるものについては、その恩給年額の改定は、その達した日の属する月の翌月分から行うものとする。第一項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県（これに準ずるもの）を含むるの退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者で、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額がこれらの併給されたり傳給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。

（傷病恩給等に関する経過措置）

四条 増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。）

次項において同じ。については、昭和五十二年六月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第五条）附則別表第二号表」とする。

昭和五十二年六月分から同年九月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第五条）附則別表第三号表」とあるなお從前の例による。

昭和五十二年六月一日から同年九月三十日まで

のは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第二号)附則別表第三」とする。

第六条 第七項症の増加恩給については、昭和五十二年六月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年六月分から同年九月分までの第七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第二号)附則別表第四」とする。

第七条 傷病年金については、昭和五十二年六月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第八条 特例傷病恩給については、昭和五十二年六月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三条第三項又は第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年六月分から同年九月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第二号)附則別表第六」とする。

2 第二項に規定する年額に改定する。

昭和五十二年六月分から同年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「十二万円」とあるのは、「十万七千円」とする。

第十一条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十二年六月分以降、その加給の年額を、八万四千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十二年六月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき二万六千四百円（増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については五万四千元）、その他の扶養家族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

第十二条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十二年六月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち一人までについては一人につき二万六千四百円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年六月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死〔当時の俸給年額とみなし、

2 法律第一百五十五号附則第十三条第二項に規定する改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 昭和五十二年六月分から同年九月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第一百五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法律第一百七十七号」という。）第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「六十九万六千円」とあるのは「六十万三千七百円」と、「五十二万二千円」とあるのは「四十五万一千八百円」とする。

（扶助料の年額の特例に関する経過措置）

第十三条 昭和五十二年六月分から同年九月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第一百一十一号）。以下「法律第一百一十一号」という。）附則第八条第一項の規定の適用については、同項中「(イ)又は(ロ)の表」とあるのは、「(イ)の表又は(ロ)の表」である。恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第二号）附則別表第七」とする。

第十四条 昭和五十二年六月分から同年九月分までの扶助料の年額に係る加算に関する改正前の法律第五十一号附則第十四条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「六万二百円」とあるのは「六十三万九千七百円」と、「四十五万九千二百円」とあるのは「四十八万八千八百円」とする。

（法律第一百五十五号附則第十四条等の改正に伴

## (う経過措置)

第十五条 普通恩給又は扶助料で、改正後の法律五百五十五号附則第十四条（改正後の法律第五十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。）又は附則第四十一条の三の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十一年十月分から行う。

（恩給法第七十四条の規定の適用等に関する特例）

第十六条 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に係る恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号並びに法律第百七十七号第三条に規定する扶助料についての恩給法第七十四条並びに第七十五条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第七十六条第一号並びに第八十条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、婚姻（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む。以下同じ。）をもつて扶助料を受ける資格又は権利を失うべき事由としないものとする。

2 前項の規定は、昭和五十一年十月一日前に婚姻により扶助料を受ける資格又は権利を失つた子についても、同日（祖父母がこの条の規定の施行の際現に扶助料を受ける権利を有する場合には、当該祖父母がその扶助料を受ける権利を失つた日）以後適用する。

3 前項の規定により新たに扶助料を給されることとなる者の当該扶助料の給与は、昭和五十一年十月（この条の規定の施行の際祖父母が扶助料を受ける権利を有する場合は、当該祖父母が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月）から始めるものとする。

第十七条 前条第二項の規定により扶助料を受けた者を取得した子に係る恩給法第七十五条第一項の規定による資格を取得した子に係る恩給法第七十五条第一項の規定による加算及び法律第五十一号附則第十四条第二項の規定による加算は、昭和五十二年十月分から始めるものとする。

二項の規定による加算及び法律第五十一号附則第十四条第二項の規定による加算は、昭和五十二年十月分から始めるものとする。

（障害年金受給者の普通恩給についての特例）

第十八条 普通恩給を受ける者で、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による障害年金を支給されるものに対する昭和五十二年十月分以降の普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ三、法律第百五十五号附則第十三条及び第十四条（法律第百五十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。）、法律第百二十一号附則第八条並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十三号）附則第十三条の規定の適用については、当該普通恩給は、増加恩給又は傷病年金を併給されているものとみなす。

（職権改定）

第十九条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十五条（改正後の法律第五十五号附則第四十一条の三に係る部分に限る。）及び前二条の規定によるものを除き、裁判所が受給者の請求を待たずに行う。

## (恩給年額の改定の場合の端数計算)

第二十条 この法律の附則の規定により恩給年額を改正する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第二十一条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十二年五月三十日以前に給与事務の生じた普通恩給についても、適用する。

## (附則別表第一（附則第二条関係）)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	五八五、七〇〇円
仮 定 債 給 年 額	六二七、二〇〇円

一、六一〇、二〇〇円	一、六五五、五〇〇円
一、六三九、五〇〇円	六六六、四〇〇円
六九三、九〇〇円	七一三、三〇〇円
七二八、二〇〇円	七四一、七〇〇円
七四七、七〇〇円	七六〇、九〇〇円
七七五、三〇〇円	七七九、三〇〇円
七九九、二〇〇円	八〇〇、一〇〇円
八二一、四〇〇円	八二九、五〇〇円
八四八、四〇〇円	八五五、〇〇〇円
八七五、五〇〇円	八七八、七〇〇円
九〇五、三〇〇円	九〇七、五〇〇円
九三五、三〇〇円	九三六、五〇〇円
九七二、七〇〇円	九六八、三〇〇円
九九六、五〇〇円	一、〇六五、六〇〇円
一、〇二七、四〇〇円	一、〇九八、五〇〇円
一、〇五七、三〇〇円	一、一三〇、四〇〇円
一、一一七、〇〇〇円	一、一九四、一〇〇円
一、一三二、九〇〇円	一、二一、一〇〇円
一、一七八、八〇〇円	一、二六〇、一〇〇円
一、二三九、八〇〇円	一、三二五、二〇〇円
一、三〇七、二〇〇円	一、三九七、二〇〇円
一、三四一、六〇〇円	一、四三三、八〇〇円
一、三七四、四〇〇円	一、四六八、八〇〇円
一、四二一、二〇〇円	一、五一八、七〇〇円
一、四五八、八〇〇円	一、五四八、二〇〇円
一、五二九、〇〇〇円	一、六三三、七〇〇円
一、五六八、六〇〇円	一、六七六、〇〇〇円

一、六九〇、二〇〇円	一、八〇五、七〇〇円	四、三九五、二〇〇円	四、六九二、〇〇〇円
一、七七一、〇〇〇円	一、八九二、〇〇〇円	四、五四一、三〇〇円	四、八四七、九〇〇円
一、七九一、八〇〇円	一、九一四、二〇〇円	四、六一三、六〇〇円	四、九二五、〇〇〇円
一、八五八、六〇〇円	一、九八五、四〇〇円	四、六八七、六〇〇円	五、〇〇四、〇〇〇円
一、九五三、二〇〇円	一、〇八六、四〇〇円		
一、〇四七、〇〇〇円	一、一八六、四〇〇円		
一、一〇四、八〇〇円	一、二四八、一〇〇円		
一、一六一、二〇〇円	一、三〇八、三〇〇円		
一、二七五、八〇〇円	一、四三〇、六〇〇円		
一、三八七、九〇〇円	一、五五〇、一〇〇円		
一、四〇九、八〇〇円	一、五七三、六〇〇円		
一、四九七、六〇〇円	一、六六七、二〇〇円		
一、六〇八、三〇〇円	一、七八五、四〇〇円		
一、七一八、八〇〇円	一、九〇三、三〇〇円		
一、八二八、五〇〇円	一、〇一〇、三〇〇円		
一、八九七、四〇〇円	一、〇九三、八〇〇円		
一、九七一、三〇〇円	一、一七二、七〇〇円		
一、一一三、三〇〇円	一、三三四、二〇〇円		
一、一五七、〇〇〇円	一、四七七、五〇〇円		
一、三二九、三〇〇円	一、五五四、七〇〇円		
一、三九七、八〇〇円	一、六二七、八〇〇円		
一、五三七、九〇〇円	一、七七七、二〇〇円		
一、六〇一、六〇〇円	一、八四五、二〇〇円		
一、六七五、五〇〇円	一、九二四、一〇〇円		
一、八〇九、三〇〇円	一、〇六六、八〇〇円		
一、九五五、八〇〇円	一、二二三、一〇〇円		
一、〇三一、一〇〇円	一、三〇三、五〇〇円		
一、一〇一、三〇〇円	一、三七九、五〇〇円		
一、一七七、〇〇〇円	一、四五九、二〇〇円		
一、二四九、三〇〇円	一、五三六、三〇〇円		

附則別表第二(附則第四条関係)

不 具 廉 疾 の 程 度	特 别 別 項	症	年	額	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を
					加えた金額
第一	一	項	二、六一六、〇〇〇円		
第	二	項	二、二一九、〇〇〇円		
第	三	項	一、七〇〇、〇〇〇円		
第	四	項	一、二八二、〇〇〇円		
第	五	項	九九四、〇〇〇円		
第	六	項	七五九、〇〇〇円		

附則別表第三(附則第五条関係)

傷 病 の 程 度	金	額	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を
			加えた金額
第一	二、七八三、〇〇〇円		
第二	二、三〇九、〇〇〇円		
第三	一、九八一、〇〇〇円		
第四	一、六二七、〇〇〇円		
第五	一、三〇五、〇〇〇円		

附則別表第四(附則第六条関係)

第	七	項	程	度	年	額
					六〇一、〇〇〇円	

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五八五、七〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、六八七、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、六八七、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、それを仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五八五、七〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、六八七、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、六八七、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、それを仮定俸給年額とする。

普通恩給を併給されない者の増加恩給の年額は、七〇六、〇〇〇円とする。

附則別表第五(附則第七条関係)

傷病の程度	年額
第一款症	六五四、〇〇〇円
第二款症	四九七、〇〇〇円
第三款症	三九二、〇〇〇円
第四款症	三四〇、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の九に相当する金額とする。

附則別表第六(附則第八条関係)

不具廢疾又は傷病の程度	年	額
特別項目症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	
第一一項症	一、九六二、〇〇〇円	
第一二項症	一、五八九、三〇〇円	
第一三項症	一、二七五、〇〇〇円	
第一四項症	九六一、五〇〇円	
第一五項症	七四五、五〇〇円	
第一六項症	五六九、三〇〇円	
第一一款症	五二九、五〇〇円	
第一二款症	四九〇、五〇〇円	
第一三款症	三七二、八〇〇円	
第一四款症	二九四、〇〇〇円	
第一五款症	二五五、〇〇〇円	

附則別表第七(附則第十三条関係)

扶助料	扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額
六十五歳以上の者又は六十五歳未満の者に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く)	九年未満	一一一〇、九〇〇円

歳末満の妻若しくは子に給する扶助料	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満	一四七、三〇〇円
普通恩給についての最短恩給年限以上	九年未満	一一一〇、九〇〇円

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額について、その額の引上げ、普通恩給等の最低保障額の増額等を行うとともに、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和、准士官以下の旧軍人及び長期在職の一般文官の仮定期俸給年額の引上げ等所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は四五一、五〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額はこの表の年額の十分の九に相当する金額とする。